

ふじみ野市 子どもの未来応援プラン

(ふじみ野市子どもの貧困対策推進計画)



平成 30 年 3 月

ふじみ野市

あ い さ つ

近年、社会全体で生活困窮やひきこもり、不登校等、さまざまな困難を抱え、厳しい環境にある子ども・若者への支援が緊喫の課題となっております。



本市においては、貧困問題などの社会的な困難や複合的かつ深刻な問題を抱えている家庭の状況を踏まえ、市役所全体でかつ、地域ぐるみで、自立までの成長段階に応じた切れ目のない横断的な連携による包括的、効果的な支援体制をつくるため、新たに「ふじみ野市子どもの未来応援プラン」を策定しました。本計画は、平成26年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」及び同年8月に策定された「子供の貧困対策に関する大綱」などの趣旨に基づくものであります。また、本計画では、昨年7月から8月までにかけて実施した「子どものいる世帯の生活状況等に関する調査」の結果等を踏まえながら、貧困の連鎖を断つために解決すべき課題などを明らかにし、課題の解決に向けた施策を示しております。

現在、本市では、「子ども優先のまちづくり」を掲げ、子育て世代に優しいまちづくりを推進しておりますが、今後も将来を担う子どもが健やかに育ち、自立していく環境が損なわれないように、本計画に基づき、予防も含め総合的、効果的に取組を進めてまいり所存でございます。市民の皆様には、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆様、関係各機関・団体の皆様に心からお礼を申し上げます。

平成30年3月

ふじみ野市長 高 畑 博

目 次

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景・目的	3
第2節 計画の位置づけ	6
第3節 計画の期間	6
第4節 計画の対象	7

第2章 子どもの生活困難の状況と課題

第1節 統計から見る本市の状況	13
第2節 アンケートによる調査結果（概要）	20
第3節 ヒアリングによる調査結果（概要）	40
第4節 本市における課題の整理	45

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念と基本目標	49
第2節 計画の柱	50
第3節 体系図	51
第4節 計画の指標	52

第4章 施策の展開

柱1 子どもの育ちを支える	55
施策1 生活困難世帯の発見・支援に向けた役割の強化	55
施策2 豊かな心を育む多様な体験活動の支援	57
施策3 子どもが地域で安心して過ごせる環境づくり	58
施策4 教育と福祉、地域との連携による学びの支援	59
柱2 生活基盤を支える	60
施策5 子育て世帯への経済的支援	60
施策6 生活困難や生活課題の解決に向けた支援	62
柱3 就労・社会的自立を支える	63
施策7 保護者の就労支援	63
施策8 困難を抱えた若者等の支援	64
柱4 包括的な支援で支える	65
施策9 子どものいる世帯全体への包括的な支援体制の構築	65
施策10 地域全体で見守り、支えるネットワークづくりの推進	67

第5章 計画の推進

第1節 計画の推進体制	71
第2節 計画の進捗管理	71

資料編

- 1 計画策定の経過..... 75
- 2 ふじみ野市子どもの貧困対策庁内推進会議設置要綱 76

第 1 章

計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景・目的

平成 27 年の国民生活基礎調査※¹（厚生労働省）によると、子どもの貧困率※²は 13.9%と、7 人に 1 人が貧困の状態にあるとしており、平成 24 年の 16.3%より改善が見られるものの、いまだ厳しい状況が続いています。

こうした状況を受けて、国は、平成 25 年 6 月に、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないように、全ての子どもが健全に育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下、「法律」という。）を制定し、平成 26 年 1 月 17 日に施行されました。さらに、平成 26 年 8 月には、「子供の貧困対策に関する大綱」（以下、「国の大綱」という。）を策定し、基本的な方針、子どもの貧困に関する指標、指標の改善に向けた当面の重点施策等を示しています。

このほかにも国は、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営み、社会的自立を促すための教育、福祉、雇用等の支援の総合的な推進、ニートやひきこもり等の困難を抱える若者への支援を行うための地域ネットワークづくりの推進を図るため、平成 21 年 7 月に「子ども・若者育成支援推進法」を制定し、平成 22 年 4 月に施行しています。

埼玉県においては、法律や国の大綱の内容を踏まえ、平成 27 年に「埼玉県子育て応援行動計画」（平成 27～31 年度）の一部に位置づけられる形で、子どもの貧困対策に関する計画を策定するとともに、「埼玉県5か年計画」（平成 29～33 年度）において、“子供の貧困の解決”を重点推進課題に位置づけ、取組を進めています。

子どもの貧困は、様々な問題が複合的に絡み合い発生するため、関係部署がしっかりと連携し、包括的に支援していくことが必要です。

そのため、本市では、将来を担う子どもたちが夢と希望をもって成長することができるよう、貧困の連鎖を防ぐための切れ目のない支援と実効性の高い施策を総合的・効果的に推進する「ふじみ野市子どもの未来応援プラン（ふじみ野市子どもの貧困対策推進計画）」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

今後は、本計画の基本方針に基づき、行政と地域が一体となり、子どもの貧困対策を推進していきます。

※¹ 国民生活基礎調査：保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画及び運営に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定することを目的としている調査。

※² 子どもの貧困率：貧困率とは、世帯収入から国民一人ひとりの所得を試算して順番に並べたとき、真ん中の人の所得の半分（貧困線）に届かない人の割合。子どもの貧困率は、18 歳未満でこの貧困線を下回る人の割合。

【「子供の貧困対策に関する大綱」について】

国の大綱では、「日本の将来を担う子供たちは国の一番の宝」であり、貧困の「責任は子供たちにはない」と明記したうえで、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子供の貧困対策を総合的に推進するとしています。

目的・理念

- 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。
- 全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。

大綱の基本的な方針として 10 項目が掲げられています。

基本的な方針

- 1 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。
- 2 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。
- 3 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。
- 4 子供の貧困に関する指標を設定し、その改善に向けて取り組む。
- 5 教育の支援では、「学校」を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付けて総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図る。
- 6 生活の支援では、貧困の状況が社会的孤立を深刻化させることのないよう配慮して対策を推進する。
- 7 保護者の就労支援では、家庭で家族が接する時間を確保することや、保護者が働く姿を子供に示すことなどの教育的な意義にも配慮する。
- 8 経済的支援に関する施策は、世帯の生活を下支えするものとして位置付けて確保する。
- 9 官公民の連携等によって子供の貧困対策を国民運動として展開する。
- 10 当面今後 5 年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

子どもの貧困対策の総合的な推進にあたり、指標（P5）を設定し、その指標の改善に向けた重点施策として、次の事項に取り組むこととしています。

教育の支援

- 学校をプラットフォームとした子供の貧困対策の推進
- 教育費負担の軽減・幼児教育の無償化に向けた段階的取組
- 貧困の連鎖を防止するための学習支援の推進
- 学習が遅れがちな中学生を対象とした学習支援 など

生活の支援

- 保護者の生活支援
- 子供の生活支援
- 関係機関が連携した支援体制の整備
- 支援する人員の確保 など

保護者に対する就労の支援

- ひとり親家庭の親の就業支援
- 生活困窮者や生活保護受給者への就労支援
- 保護者の学び直しの支援
- 在宅就業に関する支援の推進

経済的支援

- 児童扶養手当と公的年金の併給調整見直し
- ひとり親家庭の支援施策に関する調査研究
- 母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大
- 養育費の確保に関する支援 など

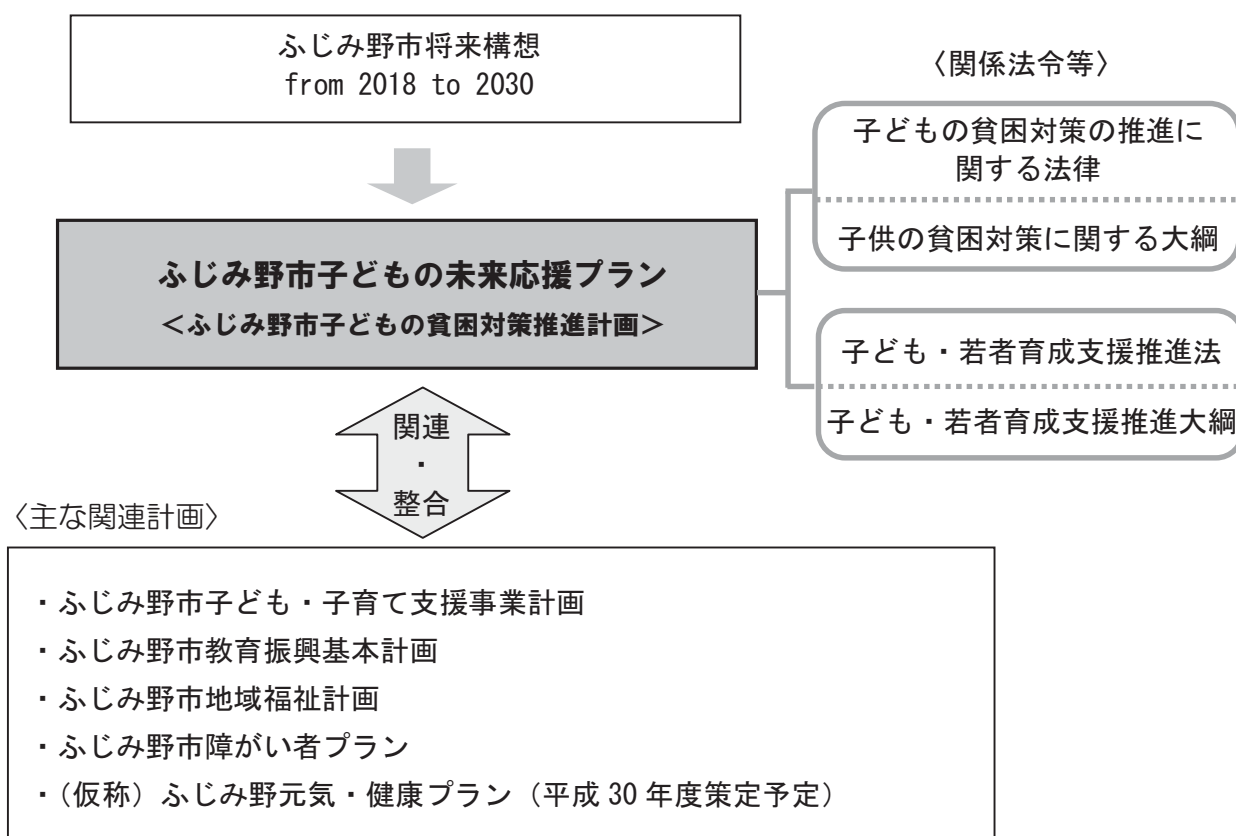
子どもの貧困指標（25 指標）

指標		該当する子ども等の直近値	全世帯の子ども等の直近値
生活保護世帯に属する子ども	①高等学校等進学率	92.8%	98.8%
	②高等学校等中退率	4.5%	1.5%
	③大学等進学率	33.4%	73.2%
	④中学卒業後の就職率	1.7%	0.3%
	⑤高校卒業後の就職率	45.5%	18.2%
児童養護施設の子ども	⑥中学卒業後の進学率	97.0%	98.8%
	⑦中学卒業後の就職率	1.8%	0.3%
	⑧高校卒業後の進学率	23.3%	73.2%
	⑨高校卒業後の就職率	70.4%	18.2%
ひとり親家庭の子ども	⑩保育所・幼稚園の就園率	72.3%	56.3%
	⑪中学卒業後の進学率	93.9%	98.8%
	⑫中学卒業後の就職率	0.8%	0.3%
	⑬高校卒業後の進学率	41.6%	73.2%
	⑭高校卒業後の就職率	33.0%	18.2%
スクールソーシャルワーカー及び スクールカウンセラー	⑮スクールソーシャルワーカーの 配置人数	1399 人	—
	⑯スクールカウンセラーを 配置する小学校の割合	58.5%	—
	⑰スクールカウンセラーを 配置する中学校の割合	88.4%	—
就学援助制度に 関する周知状況	⑱毎年度進級時に学校で就学 援助制度の書類を 配布している市町村の割合	67.5%	—
	⑲入学時に学校で 就学援助制度の書類を 配布している市町村の割合	66.6%	—
日本学生支援機構の 奨学金のうち貸与基準を 満たす希望者のうち、奨学金 の貸与を認められた者の割合 （無利子・有利子）	⑳無利子予約採用段階	68.4%	—
	㉑無利子在学採用段階	97.5%	—
	㉒有利子予約採用段階	100.0%	—
	㉓有利子在学採用段階	100.0%	—
ひとり親家庭の保護者	㉔母子家庭の就業率	80.6%	64.6%
	㉕父子家庭の就業率	91.3%	81.6%
相対的貧困率	㉖子どもの貧困率	13.9%	15.6%
	㉗大人が一人の世帯の貧困率	50.8%	15.6%

※①～⑤は厚生労働省社会・援護局保護課調べ（平成 27 年 4 月 1 日現在）、
 ⑥～⑨は厚生労働省社会・援護局保護課調べ（平成 27 年 5 月 1 日現在）、
 ⑩は平成 23 年度全国母子世帯等調査、⑪～⑭は同調査（特別集計）、
 ⑮～⑰は文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ（平成 27 年度実績）、
 ⑱～⑲は同課調べ（平成 26 年度実績）、
 ⑳～㉓は独立行政法人日本学生支援機構調べ（平成 27 年度実績）、
 ㉔～㉕は平成 23 年度全国母子世帯等調査、㉖～㉗は平成 28 年国民生活基礎調査

第2節 計画の位置づけ

- ・本計画は、法律、国の大綱及び県計画を踏まえて策定しました。
- ・本計画は、「ふじみ野市将来構想 from 2018 to 2030」に基づき、「ふじみ野市子ども・子育て支援事業計画」や「ふじみ野市教育振興基本計画」等の関連計画との整合性を図り、子どもの貧困対策を推進します。



第3節 計画の期間

国の大綱は、社会経済状況や子どもの貧困に関する状況の変化、大綱に基づく施策の実施状況や対策の効果等を踏まえて、5年を目途に見直しを行うものとしています。

本計画も社会情勢や国の動向を踏まえるとともに大綱の見直し時期等を勘案して、平成30年度（2018年）から平成32年度（2020年）までの3年間を計画期間とし、平成32年度（2020年）には内容の見直しを行います。

第4節 計画の対象

国の大綱による子どもの貧困対策の方針では、生活保護法や生活困窮者自立支援法等の関連法制を一体的に捉えて推進するとされております。

生活困窮者自立支援制度^{※3}では、高校卒業が自立のための一つのポイントとされていますが、卒業後の大学進学や就労等における困難が世帯の困窮に影響を与える可能性が高いこと、また、若者の社会的自立支援が課題になっていることから、本計画では、大学等を卒業した後の自立に向けた支援も視野に入れて貧困の連鎖の防止を図ります。

対 象

生まれる前から20歳代前半までの子ども・若者とその家庭

状 況

- ① 経済的困窮や困難な課題を抱える子ども・若者、家庭
- ② 保護者の疾病や障がい、ひとり親家庭等によって困難を抱えやすい状況にある子ども・若者、家庭等



^{※3} 生活困窮者自立支援制度：経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対して、個々の状況に応じた支援（就労、家計管理など）を行い、自立の促進を図る。

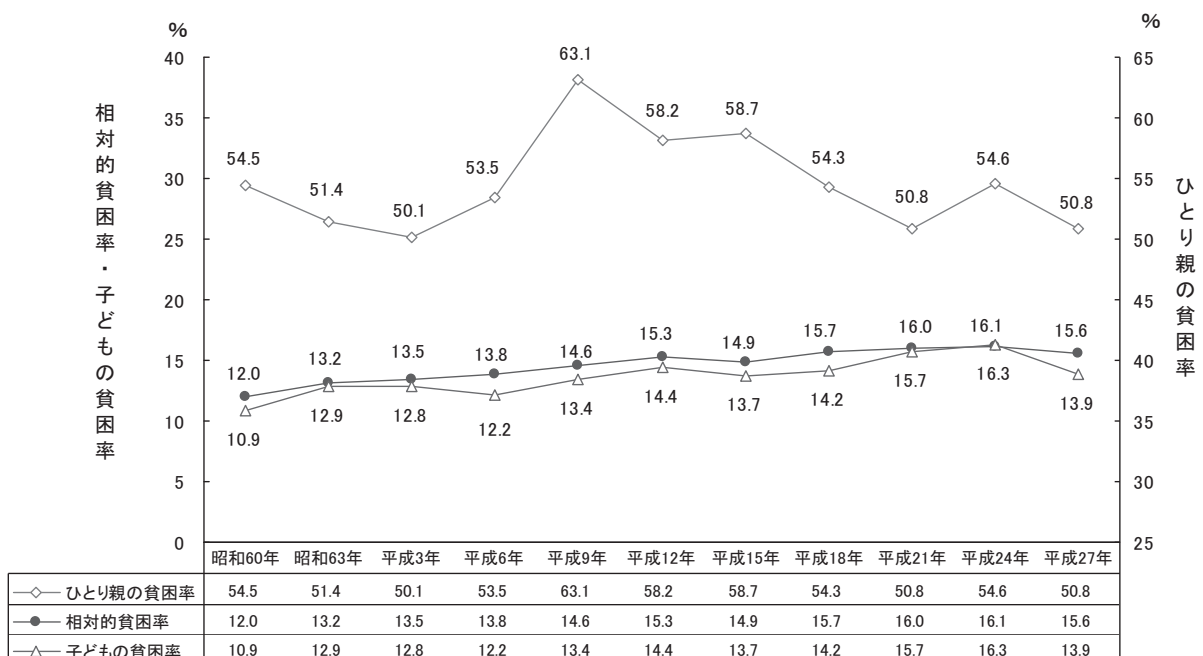
【子どもの貧困の捉え方】

「子どもの貧困」は、家庭の経済的な困窮等により、子どもの成長や学習に必要な物が不足したり、社会的及び文化的な経験の機会が十分得られなかったり、社会的に孤立して必要な支援が受けられずに成長や自立のための環境が損なわれるなど、子どもの成育環境全般にわたる複合的な問題を含んでおり、個々の家庭や本人の努力だけで改善することは困難な状況にあります。

国では、「相対的貧困率」を基に、施策の推進を図っていますが、この相対的貧困率は低所得者の割合や経済格差を示す指標で、収入から税金や社会保険料を引いた可処分所得を高い順に並べ、中央の額の半分に満たない低所得者の割合を示したもので、「子どもの貧困率」は保護者の所得等を用いて同様の方法で算出したものです。

「子どもの貧困率」は、昭和 60 年は 10.9%、平成 18 年は 14.2%、平成 24 年は 16.3%と上昇を続け、平成 27 年は 13.9%で、3 年前に比べ、2.4 ポイント改善していますが、7 人に 1 人は貧困状態であり、特にひとり親世帯では、依然として 5 割を超えており、官公民連携による多角的な支援が必要な状況は変わっていません。

貧困率の推移



資料：平成28年国民生活基礎調査

今後の少子高齢化、人口減少時代を背景に、貧困が世代間で連鎖することは、経済面や社会保障の面からも深刻な影響を及ぼすため、子どもの貧困問題の解決は、地域においても重要かつ緊急性の高い課題となっています。

国の大綱は、支援対象の子どもとして

- ①社会的養護を必要とする子ども^{※4}
- ②生活保護^{※5}世帯の子ども
- ③ひとり親世帯の子ども などを示しています。

また、就学援助^{※6}を受けている世帯は、自治体によって受給要件に違いはありますが、非課税世帯や児童扶養手当^{※7}等の受給世帯、世帯主が失業している世帯等、比較的生活に余裕のない世帯が多く含まれていることが考えられます。本市でも、このような公的支援の対象世帯の動向や子どもの生活状況を踏まえ、子どもの成長と自立を支援する子どもの貧困対策の推進を図ります。



※4 社会的養護を必要とする子ども：保護者のない児童や被虐待児など、家庭環境上、保護者と一緒に暮らすことができない子ども。

※5 生活保護：経済的に困窮する国民に対して、国や自治体が、健康で文化的な最低限度の生活を保障する制度。

※6 就学援助：経済的理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して行われる、学用品費、給食費等教育に必要な援助のこと。

※7 児童扶養手当：父母が離婚するなどして父又は母の一方からしか養育を受けられないひとり親家庭等の児童のために、地方自治体から支給される手当。

第 2 章

子どもの生活困難の状況と課題

第1節 統計から見る本市の状況

(1) 人口・世帯の状況

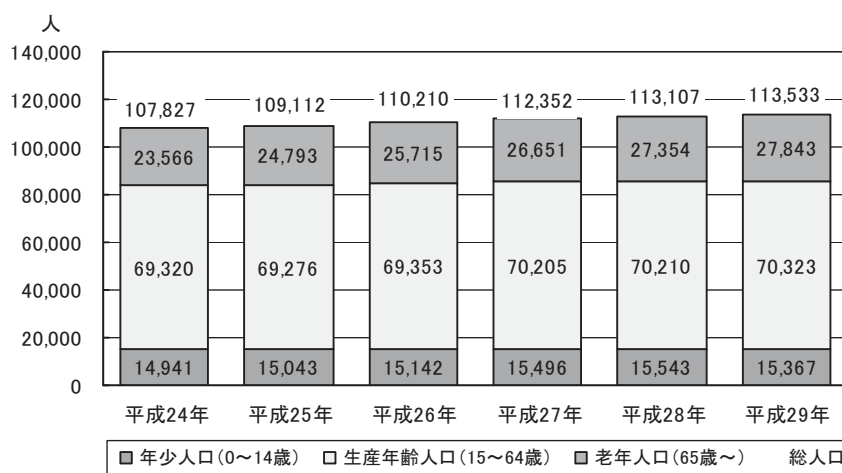
① 総人口

総人口は一貫して増加、年少人口は15,000人台で推移

本市の総人口は、平成29年4月1日現在、113,533人であり、一貫して増加を続けています。

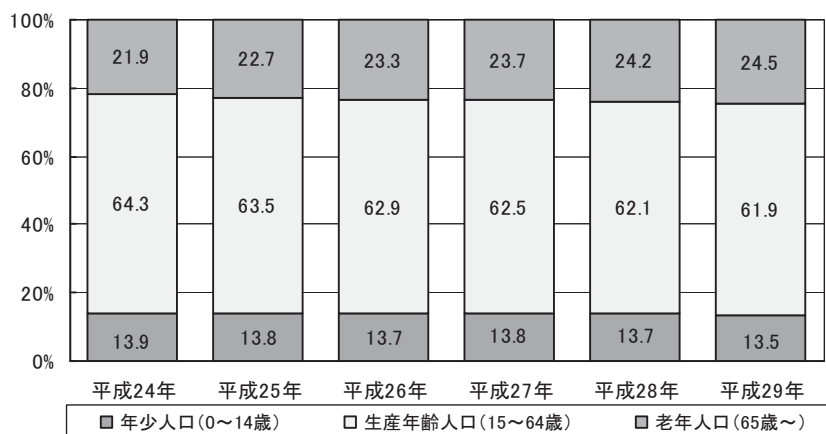
年少人口は、近年15,000人台（割合では13%台後半）で推移しており、平成29年は15,367人となっています。

年齢3区分別人口の推移



資料：市民課（各年4月1日現在）

年齢3区分別人口割合の推移



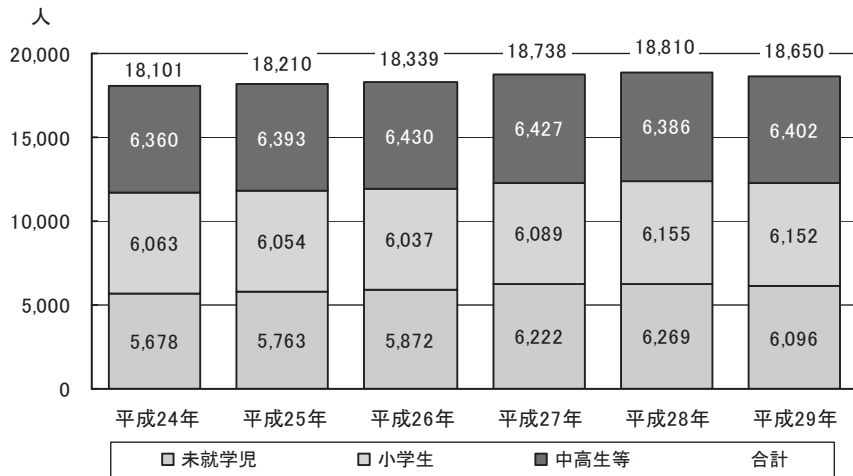
資料：市民課（各年4月1日現在）

② 18 歳未満人口

18 歳未満人口は 18,000 人台で概ね横ばい

本市の 18 歳未満人口は、平成 24 年以降微増傾向にあり、18,000 人台で横ばいとなっています。

18 歳未満人口の推移



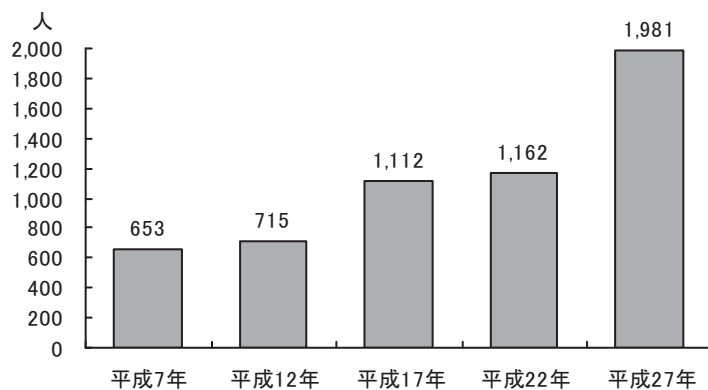
資料：市民課（各年4月1日現在）

③ 外国籍市民の人口

平成 17 年以降、外国籍市民の人口が急増

本市における外国籍を有する人の推移をみると、平成 17 年以降急速に増加しており、平成 17 年から平成 27 年の間に 1.5 倍以上の伸びとなっています。

外国籍保有者数の推移



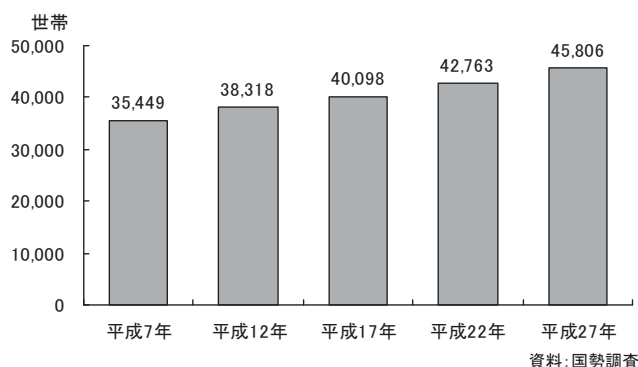
資料：市民課（各年4月1日現在）

(2) 世帯の状況

世帯数は一貫して増加、単独世帯・ひとり親世帯では母子世帯が増加傾向

世帯数は、人口と同じく増加を続けており、平成 27 年の国勢調査では、45,806 世帯となっています。平成 17 年から 27 年の家庭類型別の推移をみると、世帯類型に大きな変化はみられませんが、単独世帯が徐々に増加、ひとり親と子どもについても微増傾向にあります。

世帯数の推移



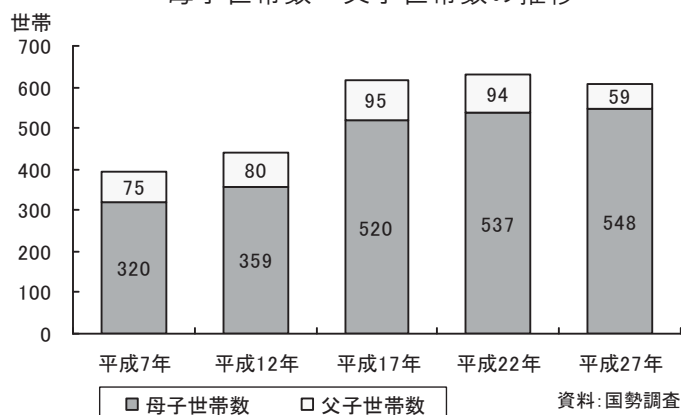
家族類型別一般世帯の構成比

		核家族世帯					単位: %	
		夫婦のみ	夫婦と子ども	ひとり親と子ども	核家族以外の世帯	非親族を含む世帯	単独世帯	
	平成17年	20.4	36.0	8.3	7.3	0.6	27.4	
ふじみ野市	平成22年	21.0	33.5	8.8	6.4	1.2	29.1	
	平成27年	20.7	33.7	9.0	5.2	0.9	30.5	
埼玉県	平成27年	20.7	31.7	9.0	7.0	1.0	30.5	

資料: 国勢調査

ひとり親世帯の推移をみると、母子世帯は一貫して増加していますが、父子家庭は平成 27 年大きく減少しています。平成 27 年のひとり親世帯は 607 世帯、内訳は母子世帯 548 世帯、父子世帯 59 世帯となっています。

母子世帯数・父子世帯数の推移



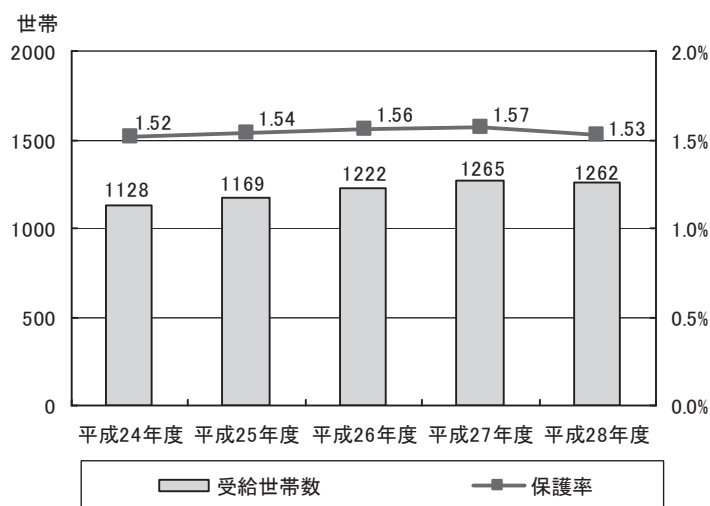
(3) 経済的支援の状況

① 生活保護の受給状況

受給世帯数・保護率は微増傾向にあったが、平成 27 年度をピークに減少へ

生活保護受給世帯数及び受給世帯の総世帯数に占める割合（保護率）をみると、受給世帯数は平成 24 年度以降微増傾向にありましたが、平成 27 年度をピークに減少に転じています。

生活保護受給世帯と保護率の推移



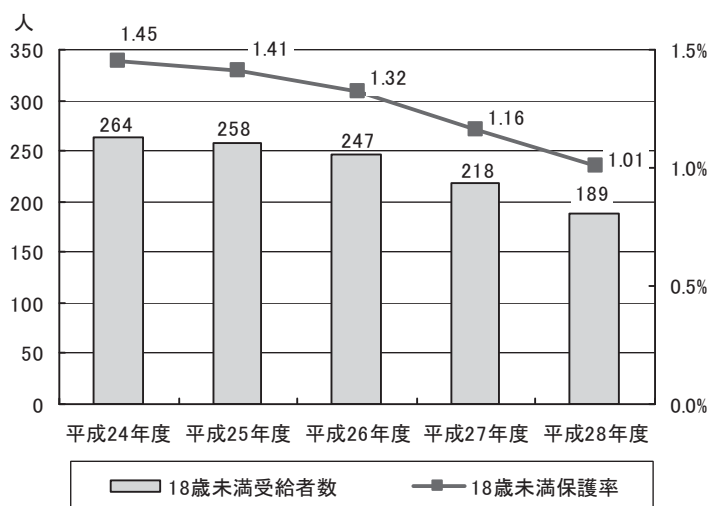
資料:福祉課

② 18 歳未満の生活保護の受給状況

18 歳未満の生活保護受給者数と保護率は、平成 24 年度以降減少へ

生活保護受給世帯数に属する 18 歳未満人口及び 18 歳未満保護率をみると、平成 24 年度以降一貫して減少を続け、平成 28 年度の生活保護受給世帯に属する 18 歳未満人口は 189 人、18 歳未満保護率は 1.01%となっています。

生活保護受給世帯に属する 18 歳未満人口と保護率の推移



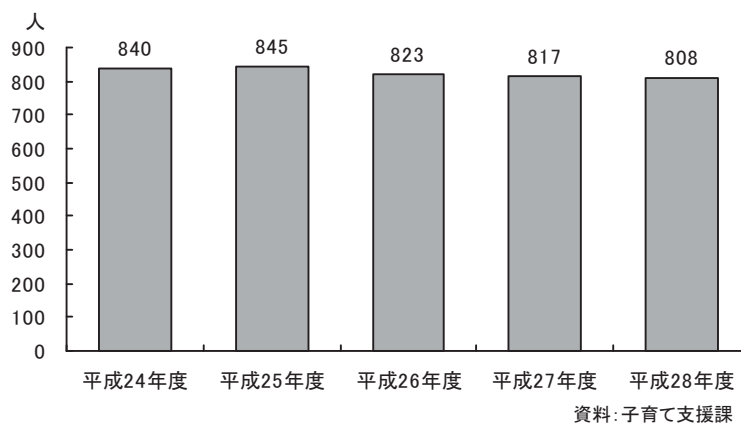
資料:福祉課

③ 児童扶養手当受給者数

児童扶養手当受給者数は微減傾向

児童扶養手当（ひとり親への経済的支援）の受給者数は、平成 25 年度以降微減傾向にあり、平成 28 年度の児童扶養手当受給者数は 808 人となっています。

児童扶養手当受給者数の推移

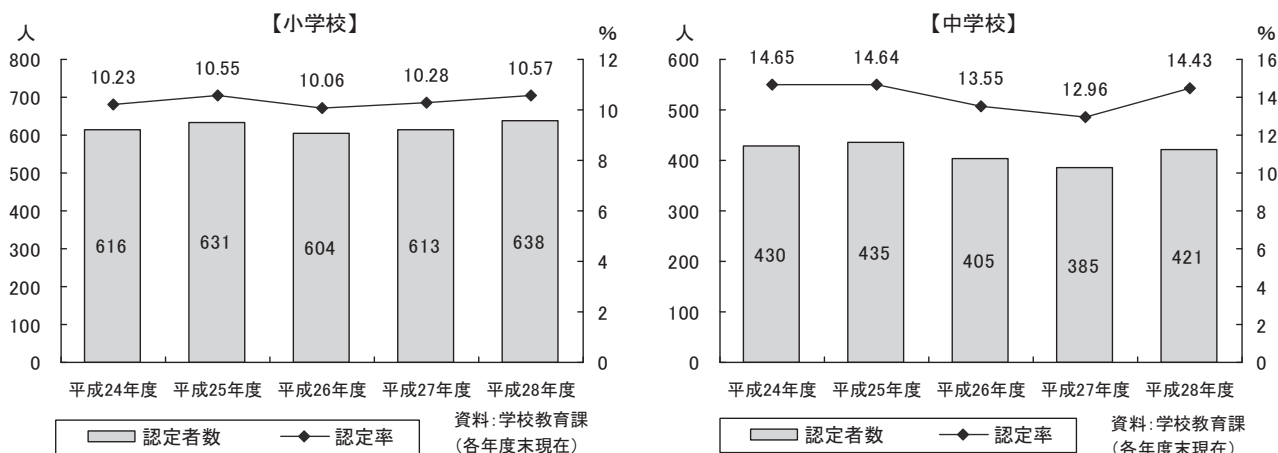


④ 就学援助費認定者数及び認定率

就学援助費認定者数は小学校で横ばい、中学校で増加傾向

就学援助は、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、学用品等の必要な費用を援助する制度ですが、本市の就学援助費認定者数及び認定率をみると、小学校では平成 24 年度以降はほぼ横ばい、中学校では平成 27 年度までは減少傾向にありましたが、平成 28 年度は増加に転じています。平成 29 年 3 月現在、児童生徒全体の中で占める認定率は 12.38%で、小学校 10.57%、中学校 14.43%と、小学校に比べ中学校で認定率が高くなっています。本市全体の児童生徒数が増加傾向にあるため、今後も一定の伸びが見込まれています。

就学援助費認定者数と認定率の推移（小学校・中学校）



※参考 国の平成 26 年度平均就学援助率 全体 15.7%、小学校 14.6%、中学校 17.7%
（文部科学省初等中等教育局児童生徒課）

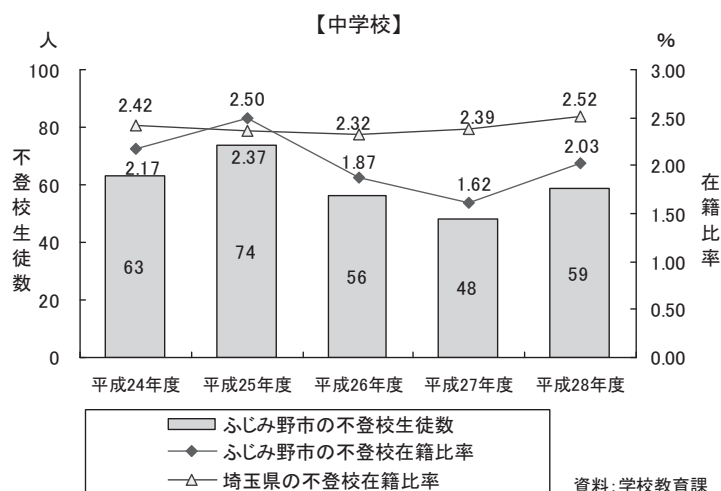
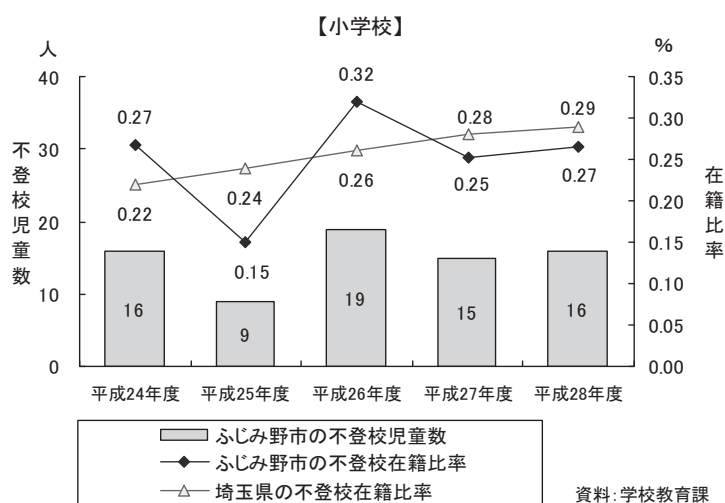
(4) 学校教育や学校における相談の状況

① 市内小中学校の不登校※⁸ 児童生徒

不登校の児童生徒数は、小学校は横ばい、中学校は県の在籍比率を下回る

市内小中学校における不登校の児童生徒数は、年度によりばらつきがあるものの、小学校では平成 26 年以降横ばいで推移しています。一方、中学校では、平成 25 年度をピークに県の不登校在籍比率を下回って推移していましたが、平成 28 年度はやや増加しています。

不登校児童生徒数と在籍比率の推移（小学校・中学校）



※⁸ 不登校：何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が 30 日以上登校しない、あるいはできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）をいう。

② スクールカウンセラー※⁹及びスクールソーシャルワーカー※¹⁰相談件数

相談件数はいずれも増加傾向

スクールカウンセラーは平成 28 年度より全中学校に配置されています。また、スクールソーシャルワーカーは、各校の要請があると決められた日数の中で派遣が行われます。それぞれの相談件数は、どちらも増加傾向にあり、平成 28 年度はスクールカウンセラーで 247 件、スクールソーシャルワーカーで 165 件となっています。

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー相談件数

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
スクールカウンセラー	172 件	166 件	247 件
スクールソーシャルワーカー	142 件	170 件	165 件

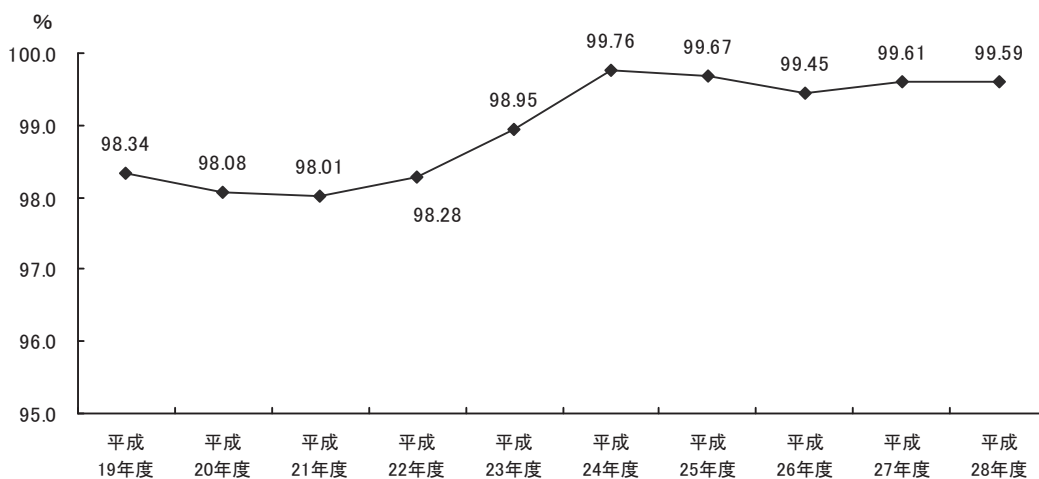
資料:学校教育課

③ 学校給食費徴収率

学校給食費徴収率は近年改善傾向

学校給食費の徴収率は、平成 22 年度より徐々に改善がみられ、平成 24 年度以降は横ばいで推移しており、平成 28 年度は 99.59%となっています。徴収率改善の理由として、平成 23 年度後半以降、児童手当の給食費への充当が可能になったこと、また、生活保護の受給や就学援助の認定により必要な世帯に公的支援が行き届いていることなどがあげられます。

学校給食費徴収率の推移



資料:学校給食課

※⁹ スクールカウンセラー：教育機関で心理相談業務に従事する心理職専門家。

※¹⁰ スクールソーシャルワーカー：子どもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家。

第2節 アンケートによる調査結果（概要）

（１）調査の概要

子どもや 18 歳未満の子どものいる世帯の生活状況等の実態を把握するため、本市の公立小中学校に在籍する小学 5 年生・中学 2 年生及び子どものいる世帯の保護者を対象に、アンケート調査を実施しました。

① 児童生徒対象アンケート調査

- 調査対象・・・公立小学校の 5 年生の全児童
公立中学校の 2 年生の全生徒
- 調査方法・・・学校において配布・実施・回収
- 調査期間・・・平成 29 年 7 月 12 日（水）から 7 月 21 日（金）

区分	対象者数	有効回収数（回収率）
児童生徒	1,974 人	1,903 枚（96.4%）
調査項目		
(1)児童生徒自身のことや家族のことについて ・同居家族、就労者 ・朝食を食べる頻度 ・一緒に夕飯を食べることが多い人 ・家族との買い物の頻度 ・平日の朝に自分で朝起きられるか ・家族や学校・塾の先生以外の大人との関わり ・家族のことで困っていること ・1 か月のおこづかいの金額 ・必要な文房具や教材が買えない経験の有無		
(2)学校や勉強のことについて ・授業以外の 1 日あたりの勉強時間 ・学校の授業の理解度 ・通っている学習塾や習い事の内容 ・放課後を過ごす場所		
(3)児童生徒自身が考えていることについて ・自己肯定感等やこころの状態について ・体やこころの不調について		

② 18 歳未満の子どものいる世帯の保護者対象アンケート調査

- 調査対象・・・①公的支援対象（生活保護・児童扶養手当）受給世帯保護者
②一般世帯保護者
- 調査方法・・・①の調査対象は現況届手続き時に窓口にて配布・郵送回収
②の調査対象は郵送配布・郵送回収
- 調査期間・・・平成 29 年 8 月上旬から 8 月 31 日（木）

区分	配布件数	回収数（回収率）
①公的支援世帯	665 件	133 件（20.0%）
②一般世帯	1,212 件	603 件（49.8%）
調査項目		
(1)世帯のことについて ・子どもからみた回答者の続柄 ・世帯員の人数と同居家族、子どもの年齢と人数 ・居住形態、居住する中学校区 (2)世帯の就労や収入について ・回答者と配偶者の現在の就労状況・帰宅時間 ・仕事をしていない理由 ・世帯収入と世帯の暮らしの経済的な余裕 ・家計を圧迫する費用と受けたことのある手当・援助 ・経済的な理由による進学 of 断念・中退の経験や可能性 ・経済的な理由による通塾等の断念の経験や可能性 ・経済的な理由による未払い等の経験 (3)世帯の子どもについて ・朝食を食べる頻度、夕食を子どもだけで食べる頻度 ・1 日あたりの歯みがきの回数 ・むし歯がある際の通院の可否とすぐに行けない理由 ・子どもの学校での学習状況について ・子どもの自己肯定感等の状況 (4)回答者のことについて ・回答者の現在の健康状態 ・病気や障がいなどによる仕事や生活への影響 ・子どもについての悩み ・相談相手の有無と相談相手の種類 ・回答者の最終学歴、子どもを将来行かせることができる学校 (5)子どものいる世帯への支援のあり方について ・回答者が現在必要とすること、重要だと思う支援 ・悩みがある時に必要な支援を受けられるようにするために重要だと思うこと		

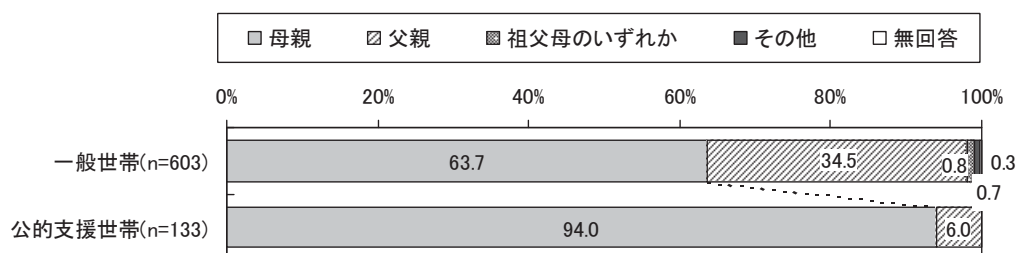
(2) 調査の結果

① 世帯のことについて

ア. 回答者の続柄

公的支援世帯では、母親の回答が大半を占めています。

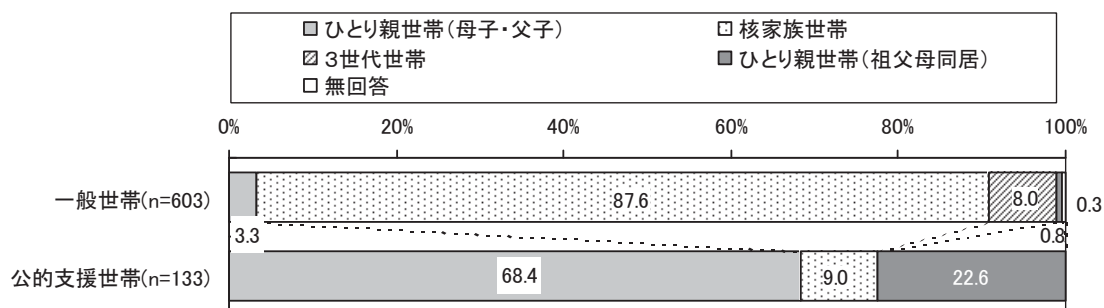
【保護者】



イ. 家族類型

一般世帯の8割以上が、両親と子どもからなる「核家族世帯」であるのに対し、公的支援世帯は、「ひとり親世帯（母子・父子）」が7割を占めています。

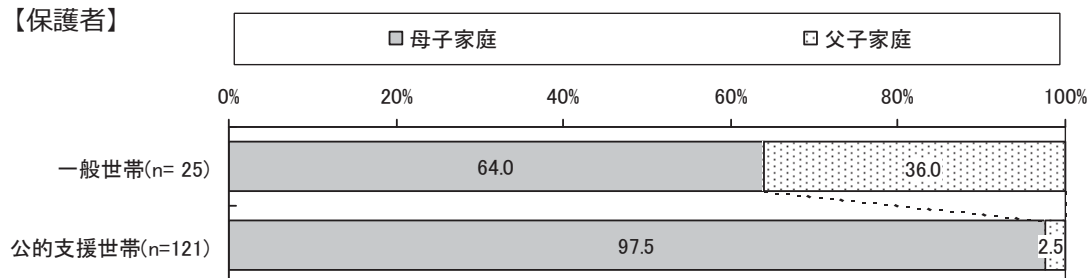
【保護者】



ウ. ひとり親世帯の種類

公的支援世帯のひとり親世帯のほとんどが母子家庭です。

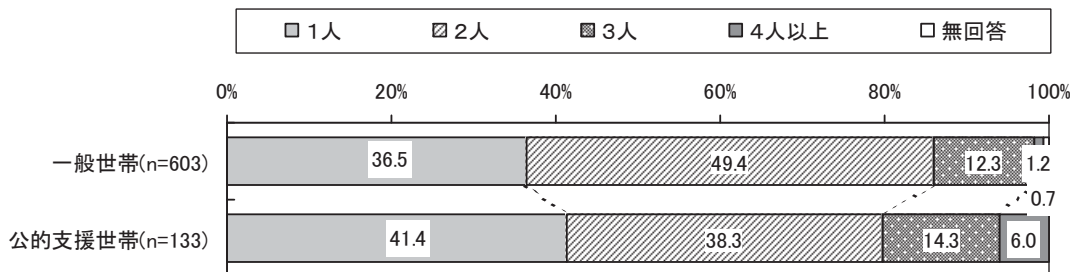
【保護者】



エ. 世帯の子どもの人数

公的支援世帯の約2割で子どもが「3人以上」の多子世帯となっています。

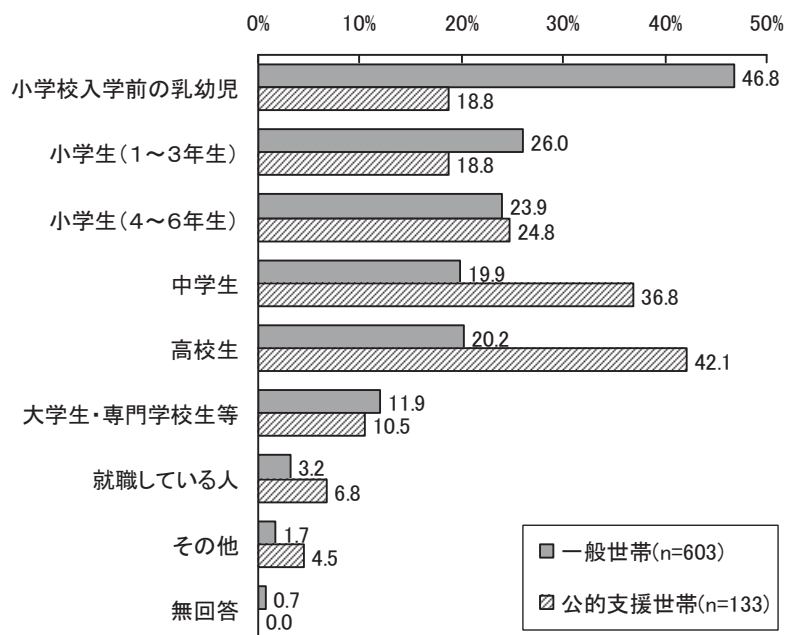
【保護者】



オ. 世帯の子どもの年齢（学年）

一般世帯は乳幼児・小学生の子どもがいる家庭が多いのに対し、公的支援世帯は中学生・高校生の子どものいる家庭が多くなっています。（就学援助の受給者を含むため）

【保護者】

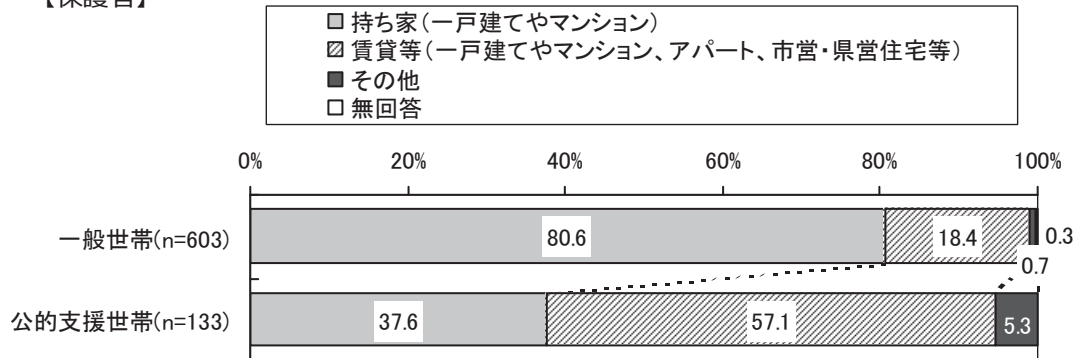


② 子どもの生活について

ア. 居住形態

一般世帯は8割が「持ち家」であるのに対し、公的支援世帯は「賃貸等」が半数以上を占めています。

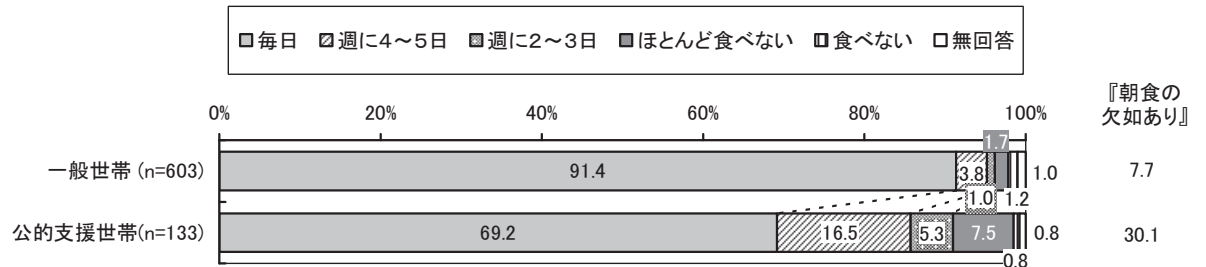
【保護者】



イ. 朝食の摂食

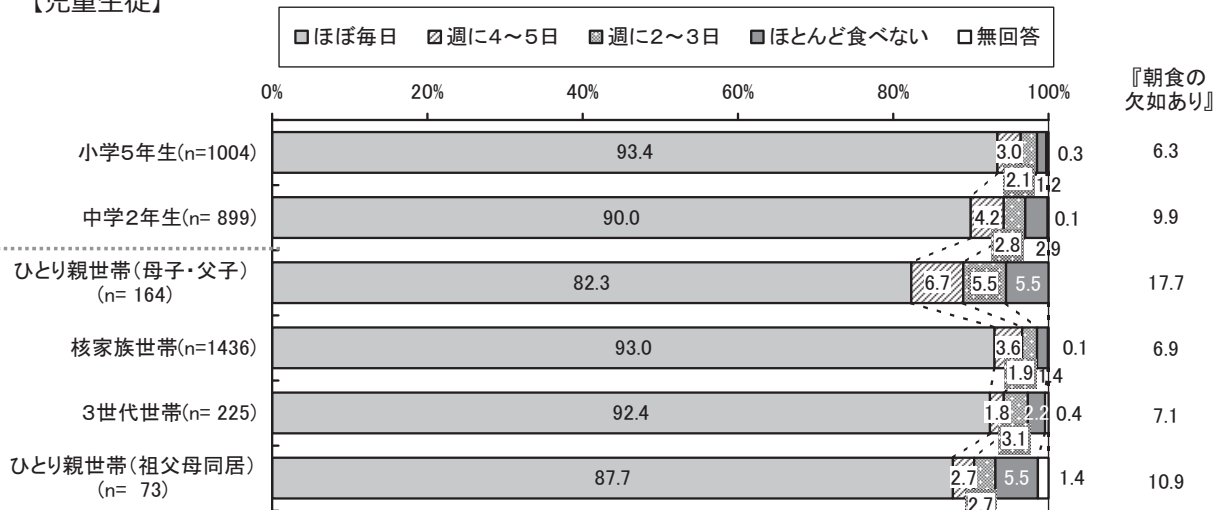
一般世帯に比べ、公的支援世帯の子どもで朝食の欠如が多くなっています。

【保護者】



ひとり親世帯の児童生徒で朝食の欠如がやや多くなっています。

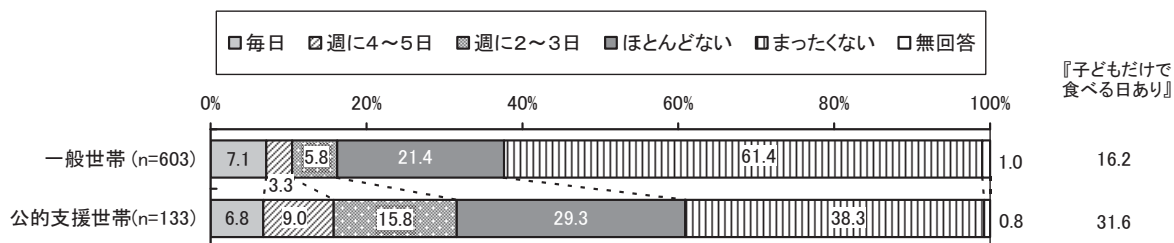
【児童生徒】



ウ. 夕食を子どもだけで食べること

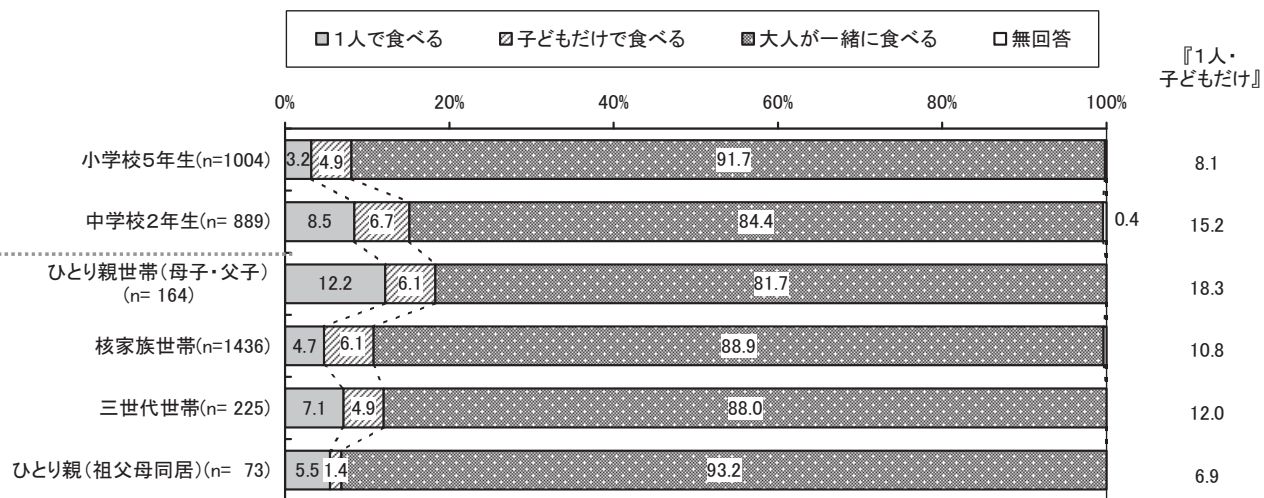
一般世帯に比べ、公的支援世帯の子どもで夕食を子どもだけで食べる頻度が多くなっています。

【保護者】



夕食を1人または子どもだけで食べる児童生徒は小学5年生に比べると中学2年生で多く、ひとり親世帯（母子・父子）ではそれを上回り2割近くと多くなっています。

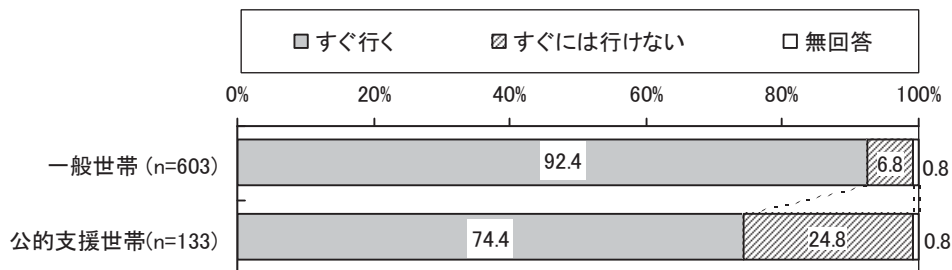
【児童生徒】



エ. むし歯があるとされた時の歯科医院への通院

公的支援世帯の4人に1人は「すぐには行けない」と回答しています。

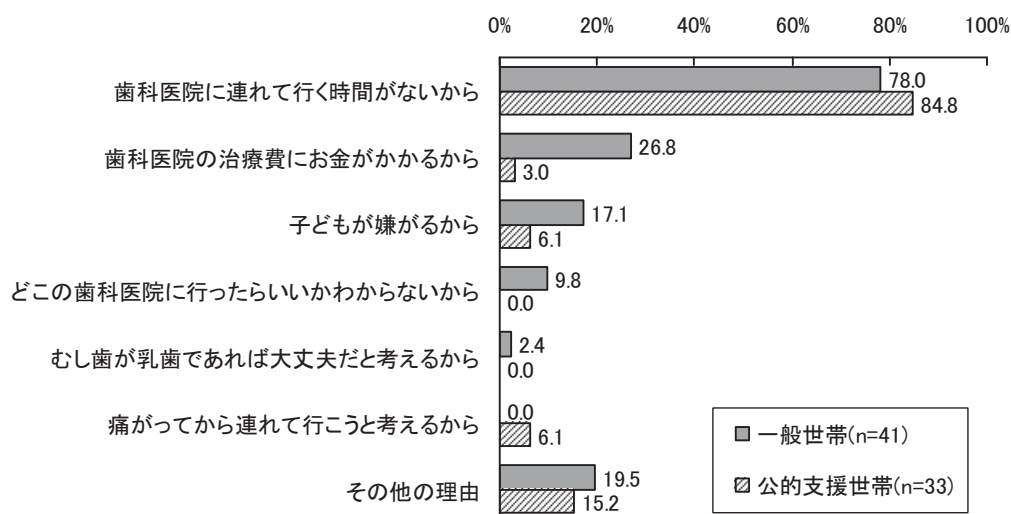
【保護者】



オ. すぐに歯科医院に連れて行けない理由

すぐに行けない理由は、8割近くの人が「時間がないから」としています。

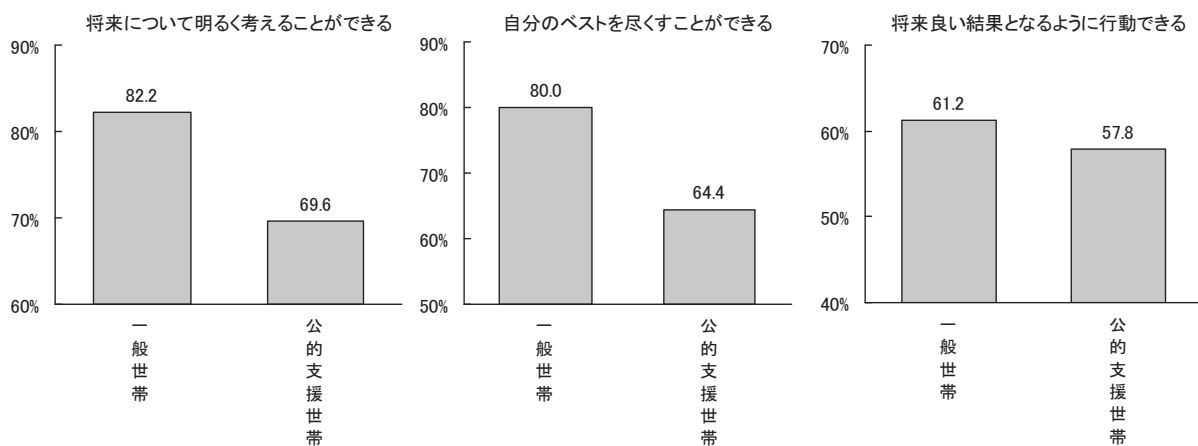
【保護者】



カ. 心の状態や自己肯定感について

一般世帯に比べ、公的支援の子どもで「将来について明るく考えることができる」「自分のベストを尽くすことができる」等の回答が少なくなっています。

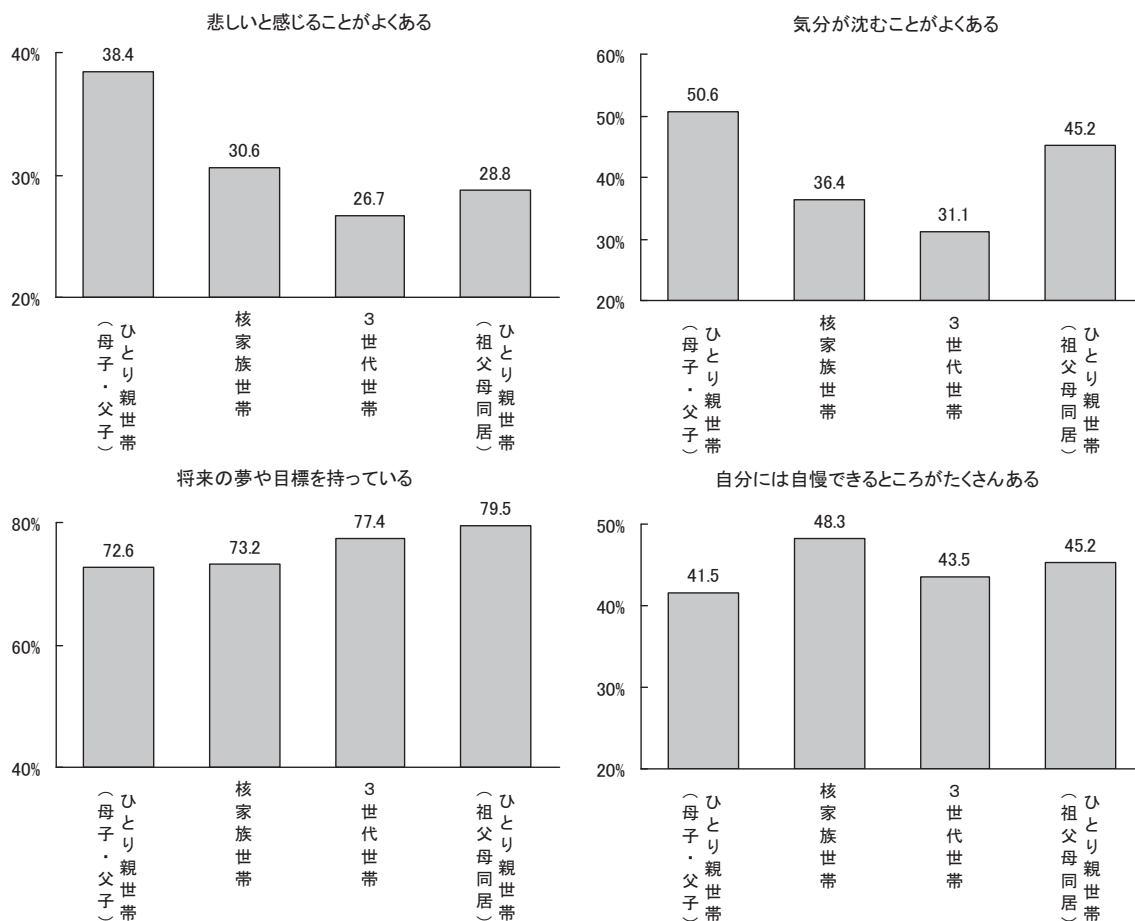
【保護者】



※いずれも「できる」「どちらかといえば、できる」の合計

ひとり親世帯（母子・父子）の児童生徒で、「悲しいと感じることがよくある」「気分が沈むことがよくある」等の回答が多くなっています。

【児童生徒】

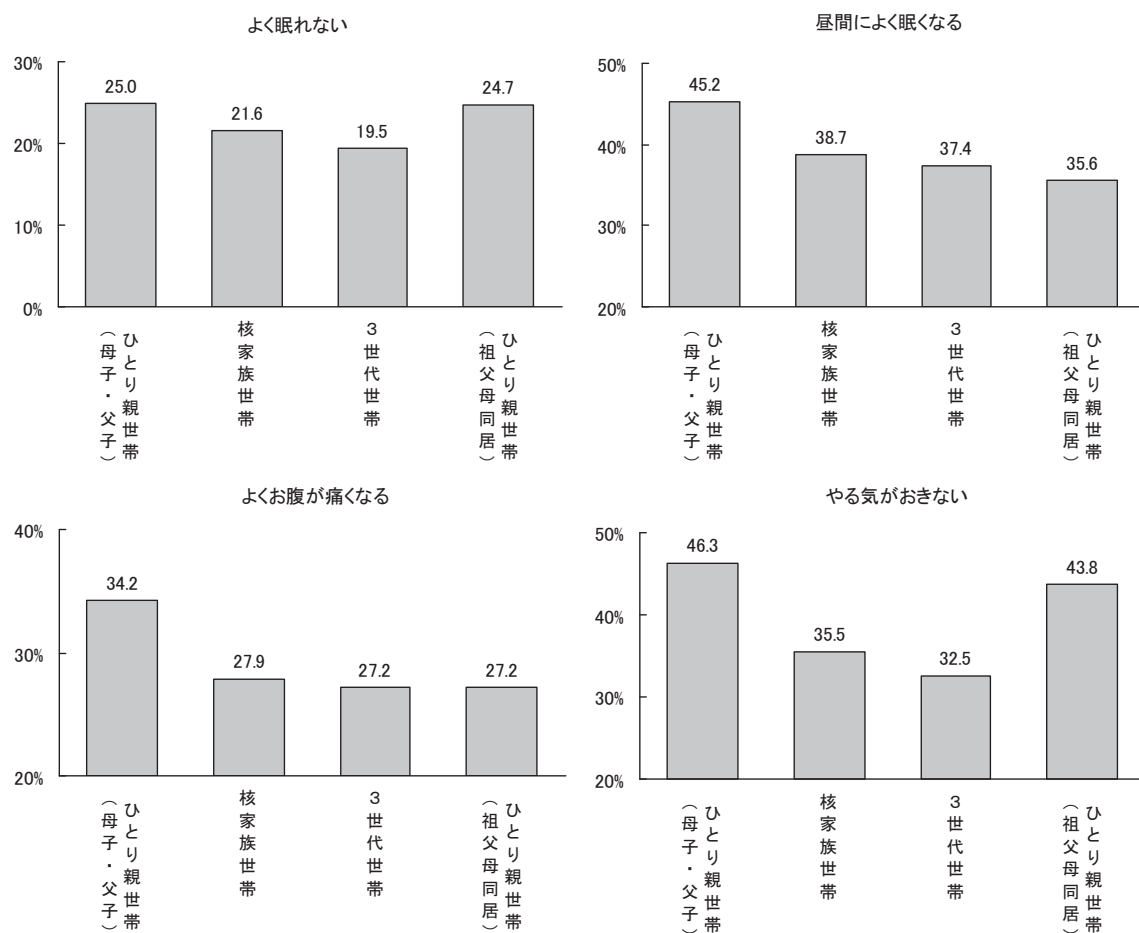


※いずれも「はい」「どちらかといえば、はい」の合計

キ. 体や気持ちで気になること

ひとり親世帯の児童生徒で「やる気がおきない」、ひとり親世帯（母子・父子）の児童生徒で「昼間によく眠くなる」「よくお腹が痛くなる」等の回答が多くなっています。

【児童生徒】

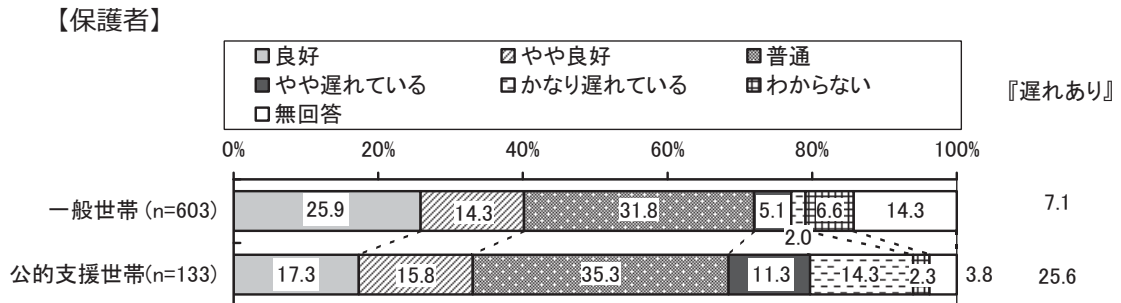


※いずれも「はい」「どちらかといえば、はい」の合計

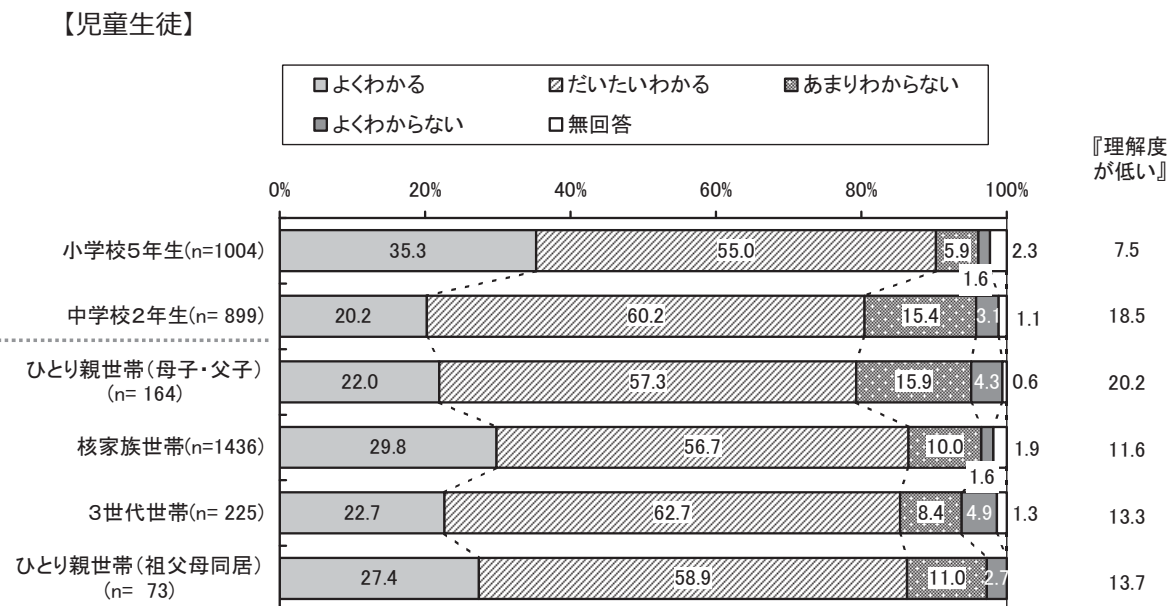
③ 子どもの学習状況について

ア. 学校での学習状況

公的支援世帯では4人に1人が、子どもの学習状況に『遅れあり』としています。



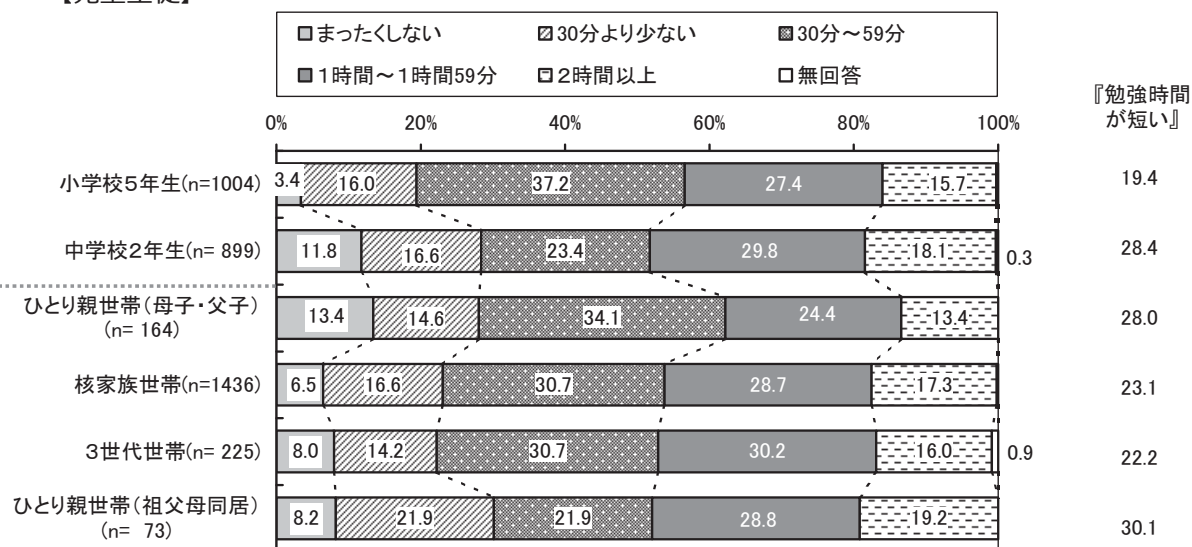
ひとり親世帯（母子・父子）の児童生徒で、学校の授業の『理解度が低い』割合が高くなっています。



イ. 1日あたりの勉強時間

『勉強時間が短い』割合は、小5に比べると中2で、また、ひとり親世帯の児童生徒で高くなっています。

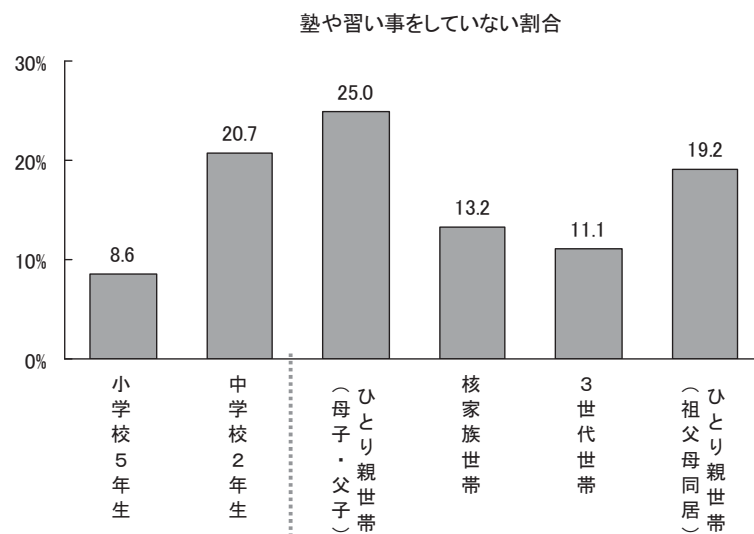
【児童生徒】



ウ. 塾や習い事をしていない児童生徒の割合

塾や習い事をしていない割合は、小5に比べると中2で、また、ひとり親世帯の児童生徒で高くなっています。

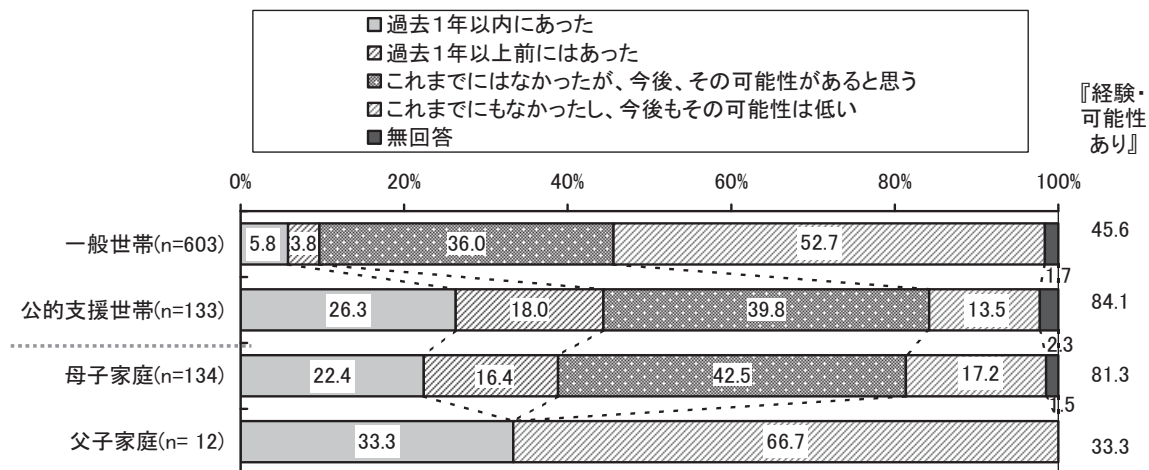
【児童生徒】



エ. 経済的な理由による通塾等の断念の経験・可能性

経済的な理由による通塾・習い事断念の『経験・可能性あり』の割合は、公的支援世帯で8割を超えています。また、父子家庭に比べ、母子家庭で圧倒的に多くなっています。

【保護者】

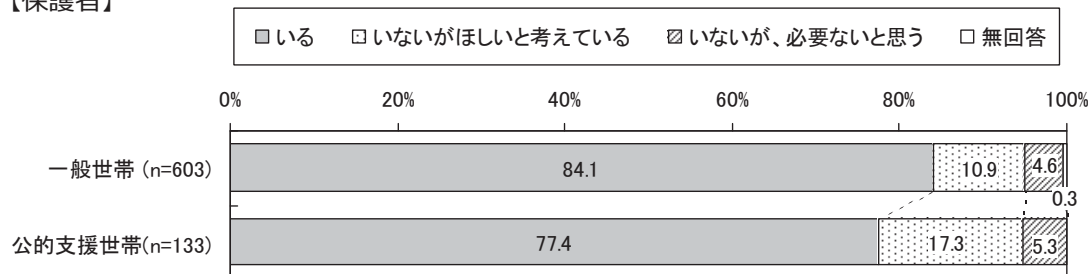


④ 保護者の悩みや必要とする支援について

ア. 相談相手の有無

相談相手が「いる」割合は、一般世帯に比べ公的支援世帯でやや低く、「いないがほしいと考えている」割合は、公的支援世帯が一般世帯を上回っています。

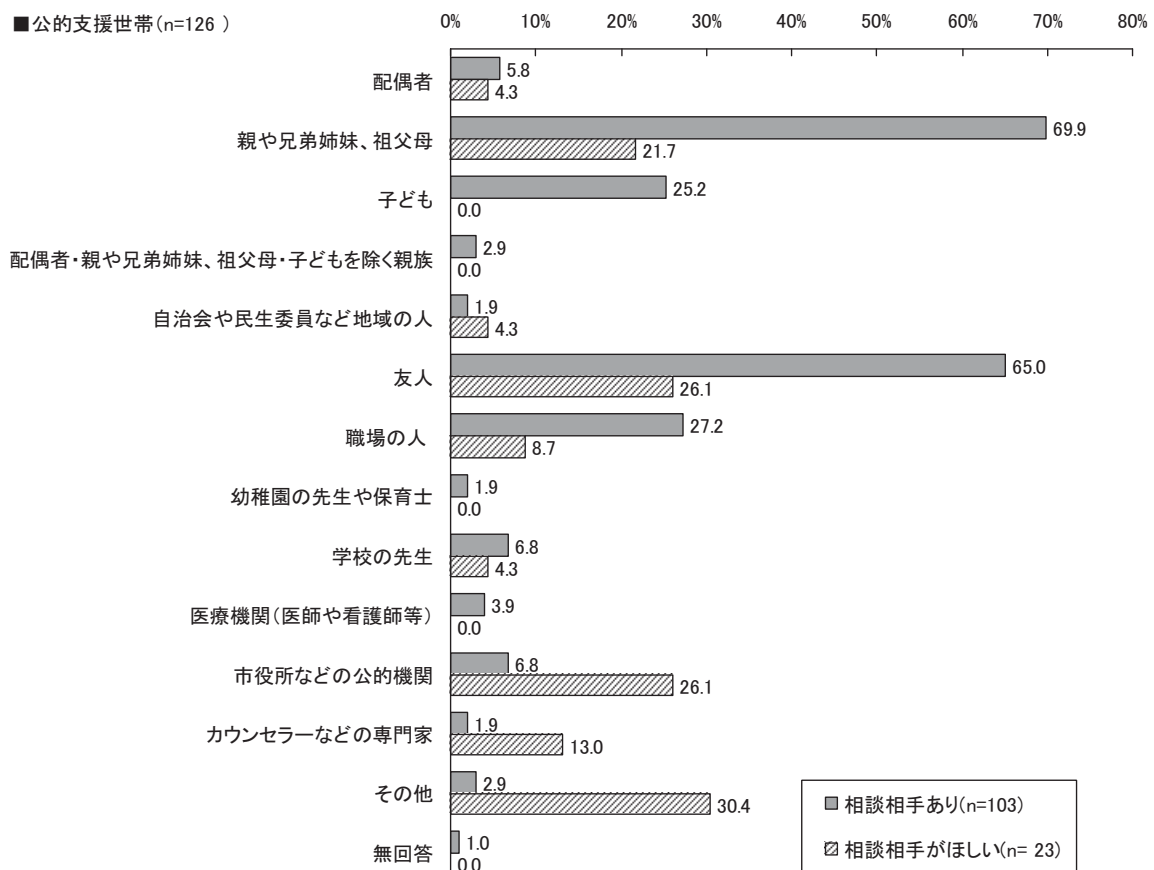
【保護者】



イ. 相談する相手・相談したい相手

公的支援世帯の相談相手が「いる」人の相談相手は、家族・友人が中心であり、「いないがほしい」人では、家族・友人のほか、市役所等の公的機関やカウンセラー等の専門家等、専門的な相談相手を求める傾向にあります。

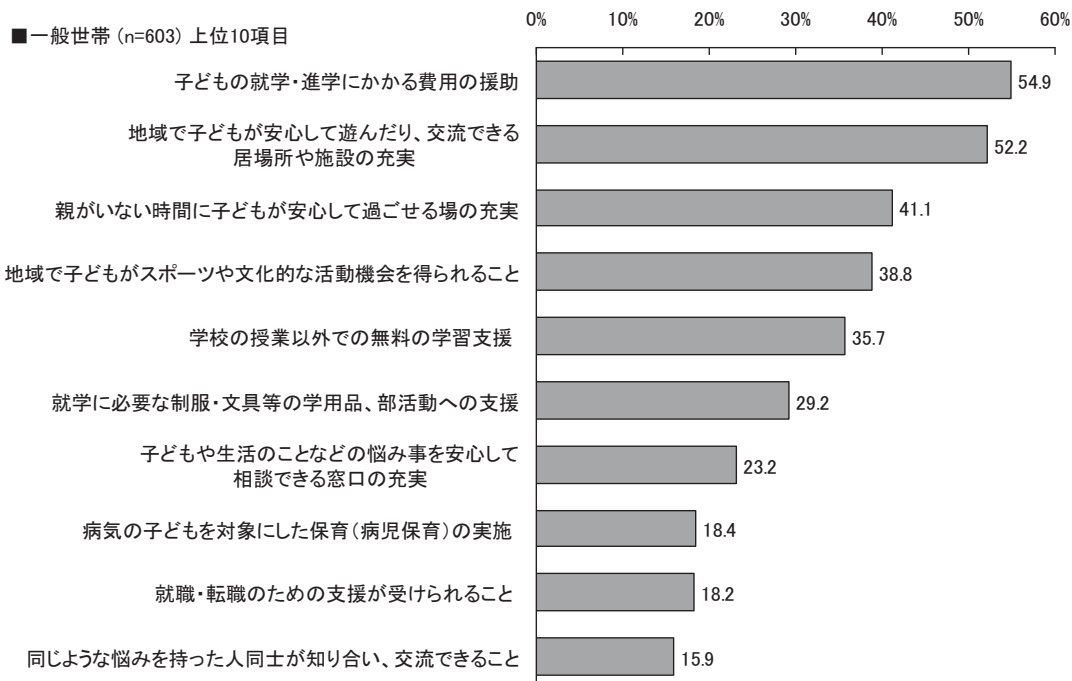
【保護者】



ウ. 現在必要とする支援（一般世帯）

一般世帯の現在必要とする支援は、教育費への経済的支援や地域における子どもの居場所や施設、子どもの預かり等のニーズが高くなっています。

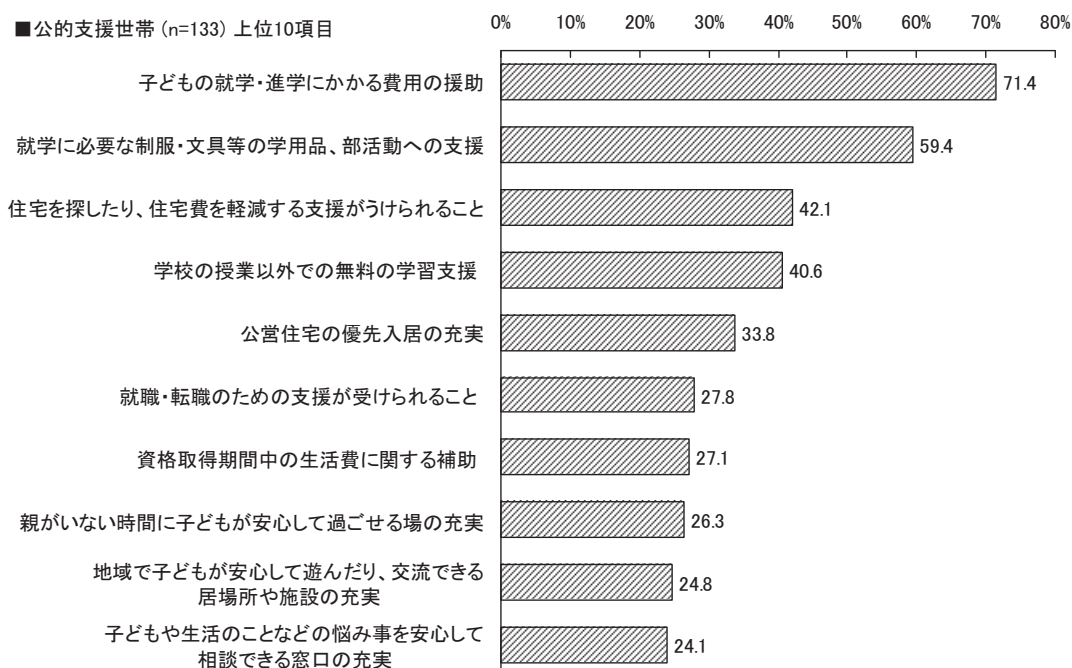
【保護者】



エ. 現在必要とする支援（公的支援世帯）

公的支援世帯の現在必要とする支援は、教育費・学用品等への経済的支援が群を抜いて多く、住宅費の軽減・公営住宅の優先入所等住宅に関する内容、学習支援へのニーズも高くなっています。

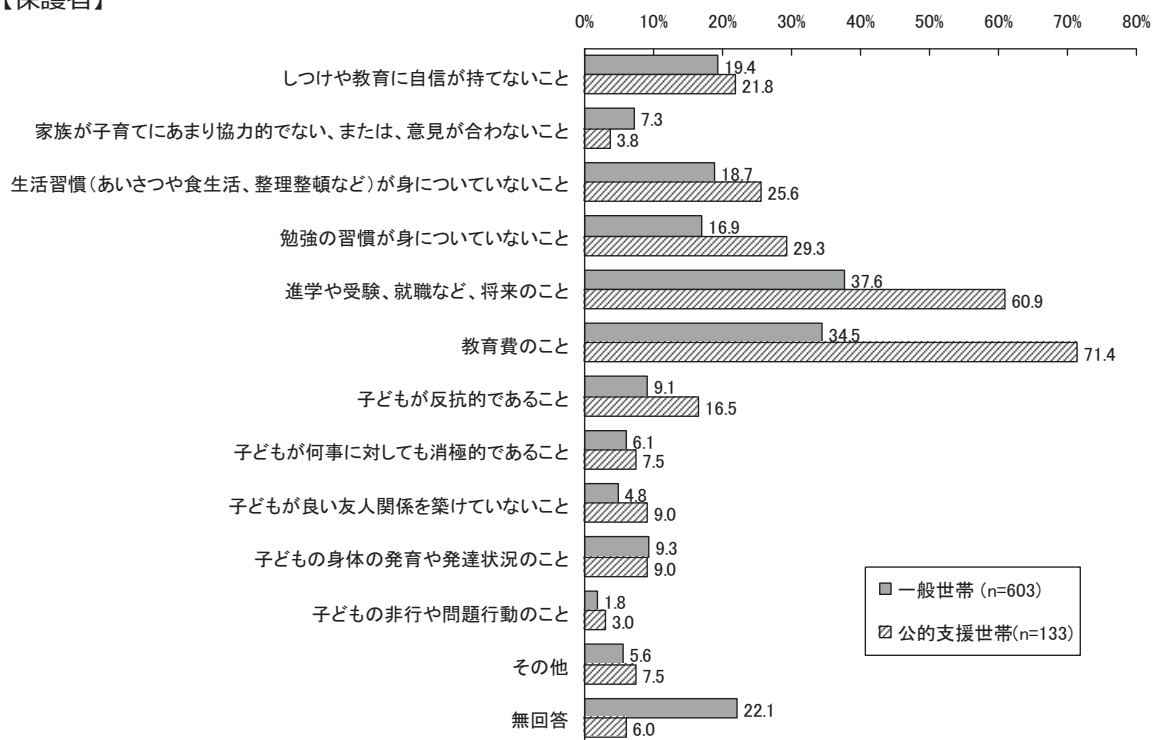
【保護者】



オ. 子どもについての悩み

公的支援世帯で、教育費や子どもの進学や受験、就職等将来の事への悩みが多くなっています。

【保護者】

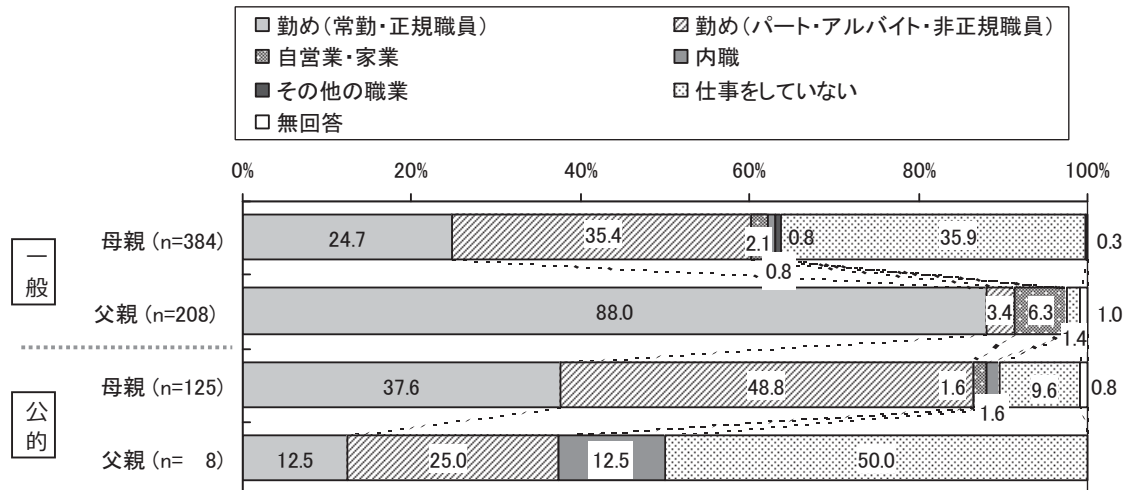


⑤ 保護者の就労や収入について

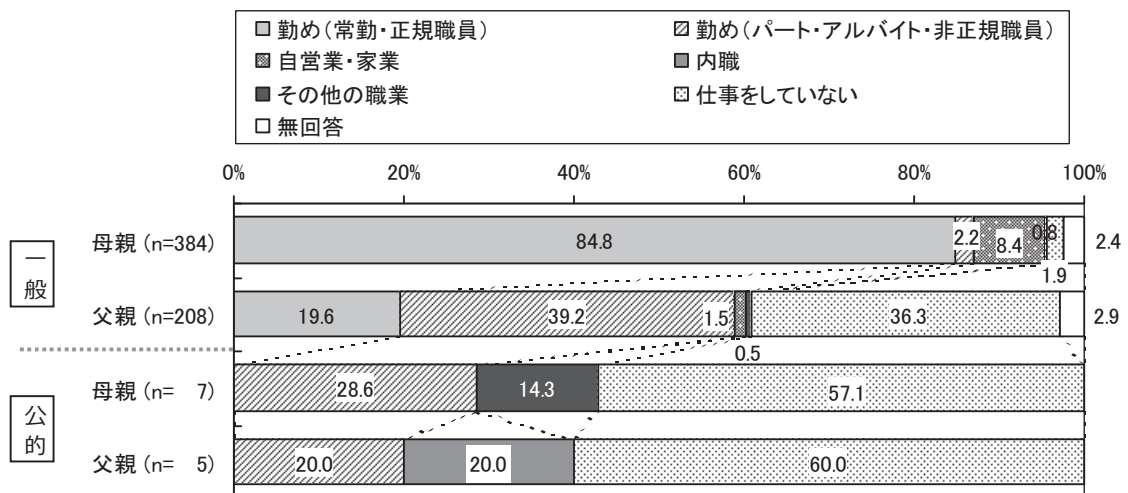
ア. 保護者の就労形態

一般世帯の父親は9割近くが正規雇用、母親は専業主婦や非正規雇用の割合が高くなっています。公的支援世帯の母親の9割は就労しており、そのうち5割は非正規雇用となっています。

【保護者（回答者）】



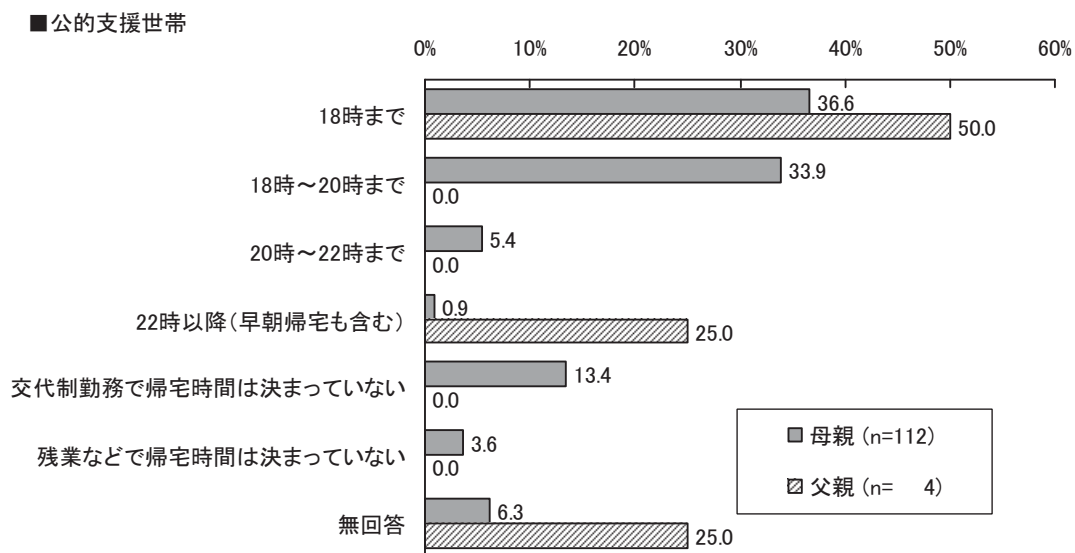
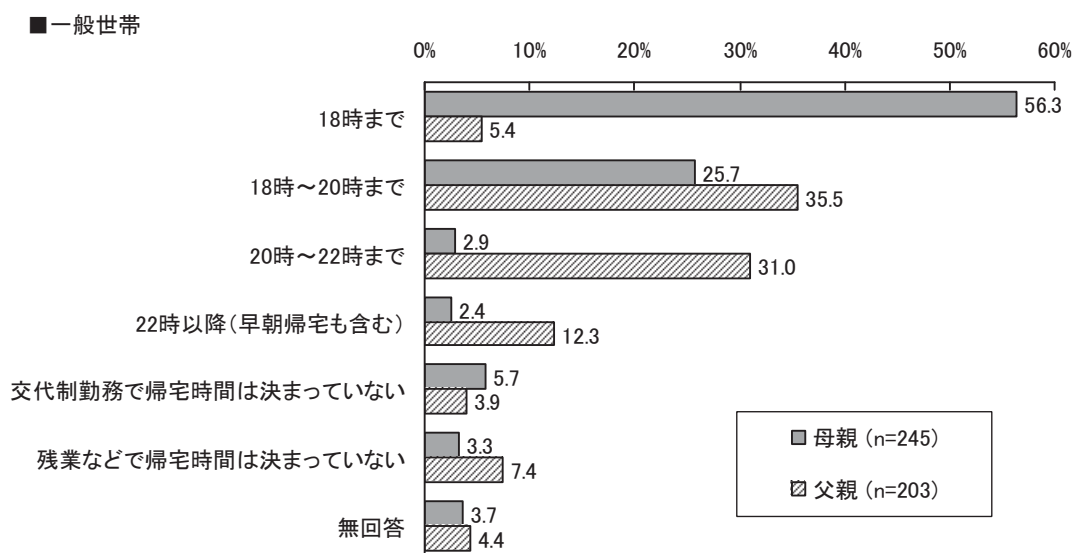
【保護者（回答者の配偶者）】



イ. 回答者の帰宅時間

一般世帯の就労する母親は、半数以上が 18 時まで、4 人に 1 人は 20 時までに帰宅しています。一方、公的支援世帯の母親は、18 時まで、20 時までの帰宅がともに 3 割台、帰宅時間が決まっていない人や遅い時間の人も一般世帯に比べ多くなっています。

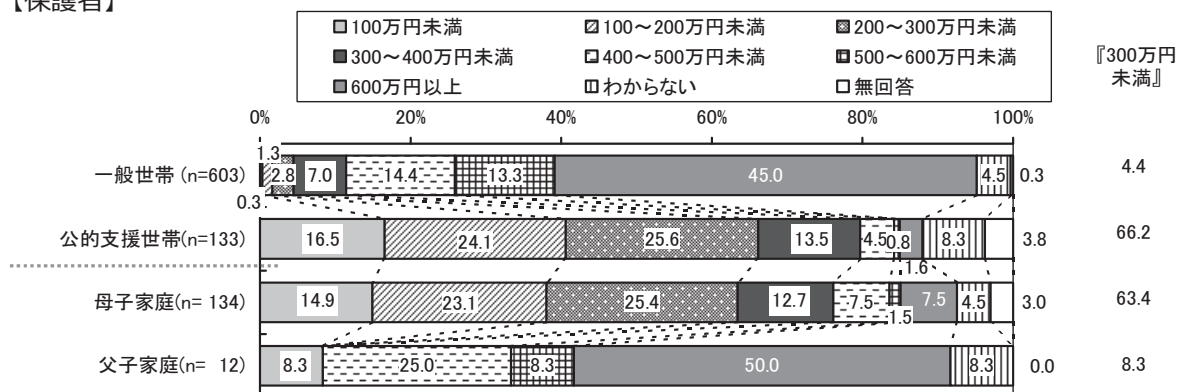
【保護者】



ウ. 世帯年収

一般世帯で世帯年収『300万円未満』はわずかに4.4%ですが、公的支援世帯では6割を超えています。同様に、母子世帯でも6割以上となっており、父子世帯に比べ収入が低いことがわかります。

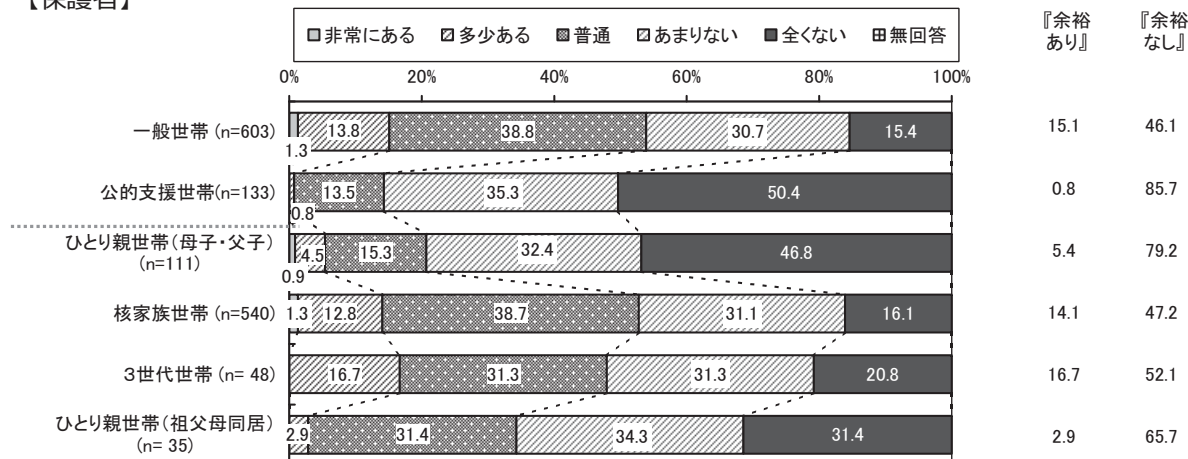
【保護者】



エ. 暮らしの経済的な余裕

暮らしに『余裕なし』は、公的支援世帯では8割以上、ひとり親世帯（母子・父子）では約8割、ひとり親世帯（祖父母同居）でも6割を超えています。

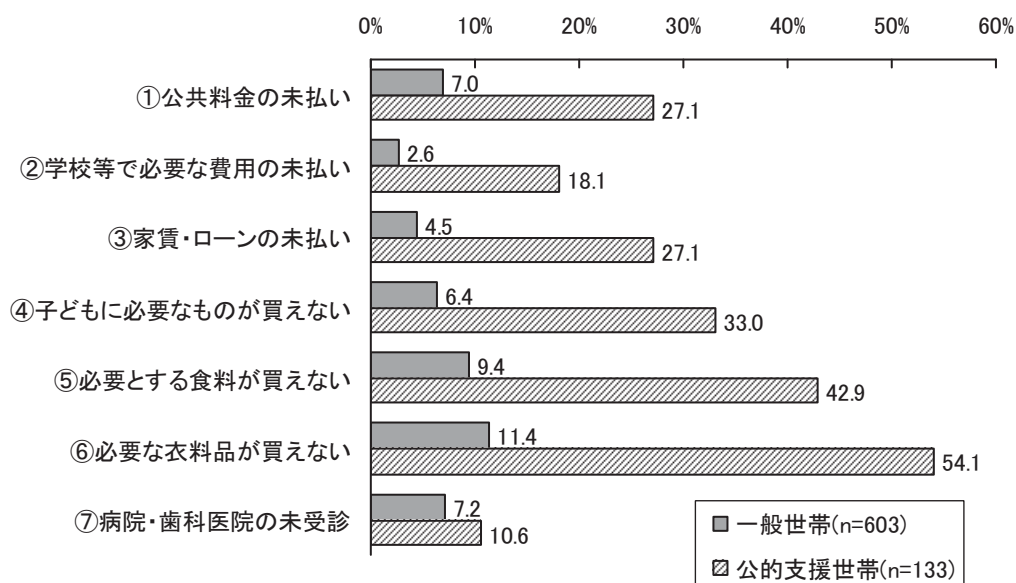
【保護者】



オ. 経済的な理由による未払い等の経験

過去1年間に経済的な理由により、次のようなことが『あった(「よくあった」+「ときどきあった」)』割合は、全ての項目で公的支援世帯が一般世帯を大きく上回っています。特に、衣料品や食料、子どもに必要なものを買えないなどの項目で多くなっています。

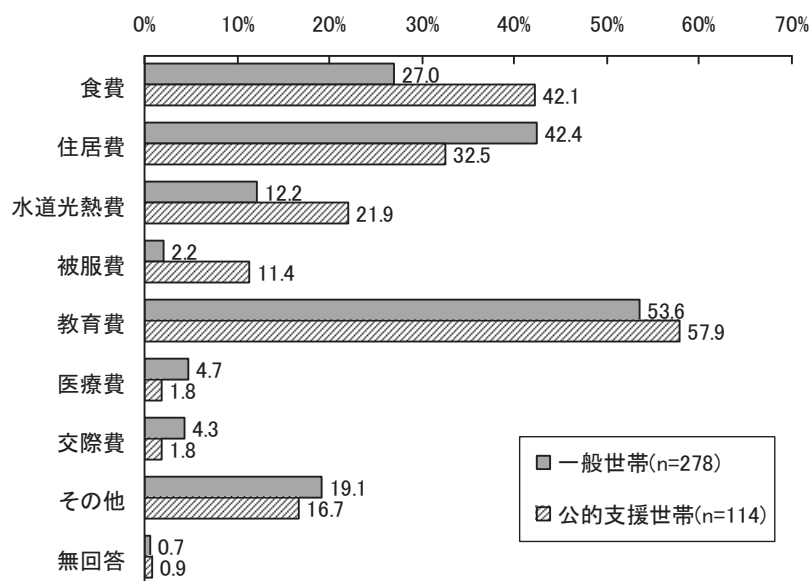
【保護者】



カ. 家計を圧迫する費用

暮らしに『余裕なし』とした人の家計を圧迫する費用としては、一般世帯・公的支援世帯ともに「教育費」、公的支援世帯は「食費」や「水道光熱費」の割合が一般世帯を大きく上回っています。

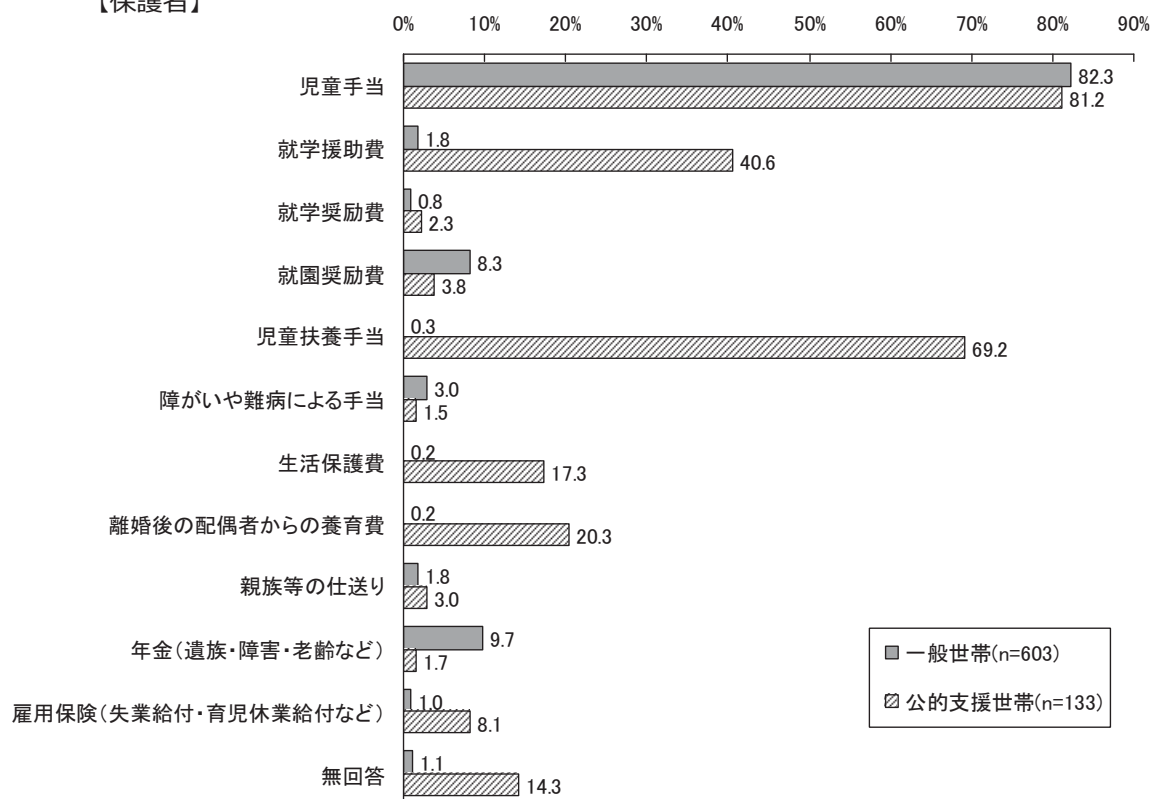
【保護者】



キ. 受給したことのある手当・援助等

一般世帯では「児童手当」、公的支援世帯では「児童手当」「児童扶養手当」「就学援助費」が中心となっています。公的支援世帯にはひとり親世帯が多く含まれますが、「離婚後の配偶者からの養育費」を受け取っている人は2割にとどまります。

【保護者】



第3節 ヒアリングによる調査結果（概要）

（1）ヒアリング調査の概要

ヒアリング調査は、今後求められる支援等を把握するため、生活困窮の状態にある子どもやその家庭の実態、支援のあり方や課題等について、市内の教育・保育機関、子育て支援関連団体、庁内関係課、NPO^{※11}団体等（40 団体・91 名）を対象に実施しました。

①教育・保育機関

区分	調査対象
市立保育所	全保育所（5か所）
私立保育園	対象保育園（5か所）
公立小学校	対象小学校（4か所）
公立中学校	全中学校（6か所）
教育委員会	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

②子育て支援関連団体

区分	調査対象
子育て支援関連団体	児童センター実施事業者、放課後児童クラブ実施事業者、ふじみ野市児童発育・発達支援センター実施事業者

③行政・福祉関連団体

区分	調査対象
行政	福祉課、福祉総合支援チーム、子育て支援課、保健センター
福祉関連団体 ・ 関連機関	ふじみ野市社会福祉協議会、ふじみ野市民生委員・児童委員協議会連合会、生活困窮者自立相談支援事業・生活保護就労支援事業実施事業者、子どもの学習支援事業実施事業者
NPO法人等	DV ^{※12} 被害者支援団体、障がい者団体、外国人支援団体、家庭問題に関する支援団体

※11 NPO：民間の営利を目的とせず社会的活動を行う団体。

※12 DV（ドメスティック・バイオレンス）：配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者の間で起きる、殴る、蹴る等の身体的暴力や、暴言をはく等の精神的暴力、性的強要等の性的暴力、自由に使えるお金を一切渡さない等の経済的に苦痛を与える経済的暴力等の行為。

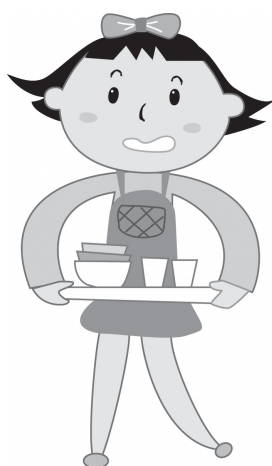
(2) ヒアリング調査の結果

ヒアリング調査で、生活困窮等の困難な状況を抱える子どもや保護者の状況及び課題等について指摘があった主な事項は以下のとおりです。

① 子どもに関すること

1) 子どもの健康・発育	
支援を必要とする保護者・子どもの現状や特徴	課題・必要な取組
○保育所での持ち物の不備、衣服の汚れ、入浴の状況等から生活困窮を感じる場合がある ○生活困窮家庭で歯科受診をしない傾向がある	○切れ目ない支援に向けた就学前教育・保育と小学校の連携（連絡会議等） ○一つの家庭に関わる関係機関のネットワークづくりと情報共有 ○子どもの発達障がいや保護者の受容により、早期発見及び対応
2) 学力・体験	
支援を必要とする子どもの現状や特徴	課題・必要な取組
○学力の低下、学習の遅れやつまづきがある ○家庭の生活環境や学習環境が整っていない ○基本的な生活習慣や社会性が身に付いていない ○学校での不適応を起こしやすく、不登校や非行等二次的な問題につながりやすい ○自己肯定感が低く、将来について諦めている ○大人との関わりが不足している	○学習支援（大学生、元教員等のボランティアの活用） ○不登校やひきこもりに対する早期支援（学習支援及び家族支援） ○学力の向上だけでなく、自己肯定感、やり抜く力、責任感、社会性の育成 ○きちんとした大人と関わり大人になることの価値観を学ぶ場の提供
3) 学校生活・教育環境	
支援を必要とする子どもの現状や特徴	課題・必要な取組
○毎日同じ衣服を着ている ○洗濯がされていない服を着ている ○お風呂に入らないため臭っている ○清潔感がなく、不衛生である ○持ち物が揃わない ○お金の使い方がアンバランスである ○朝食の欠如、食事が与えられていない ○貧困とネグレクトの線引きが難しい	○各家庭からの古着の提供等、地域のリサイクルシステム（制服、ランドセル等の学用品） ○子どもを見守る地域の関係づくり ○貧困の疑いがある場合に、相談できる窓口の明確化 ○食事への支援（食材や食事の提供） ○専門職であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、さわやか相談員の派遣回数の増及び増員、円滑な連携

4) 子どもの居場所	
支援を必要とする子どもの現状や特徴	課題・必要な取組
○支援の対象となる子どもが他の子どもと関わる場では、周囲の子どもからの言葉で傷つくことがないようにしたいが、子ども同士の関係へ介入することが難しい	○子どもたちが安心して過ごすことのできる場の確保（放課後児童クラブや放課後子ども教室※ ¹³ の充実） ○放課後児童クラブ保育料の免除、経済的負担の軽減 ○放課後や休日の居場所 ○部活に参加していない子どもの居場所 ○社会性や社会で生きていく力の涵養 ○子ども食堂※ ¹⁴ の推進（スーパー、農家が廃棄する食材をもらい受ける等）
5) 子どもの進学・キャリア形成、若者支援	
支援を必要とする子どもの現状や特徴	課題・必要な取組
○私立高校への進学が難しい（公立高校以外の選択肢がない） ○学力の向上により進学や就職ができて、解雇や転職により収入が不安定化する場合がある	○給付金や奨学金制度（給付型奨学金）の充実 ○高校、大学、専門学校等への進学サポート ○社会性やコミュニケーション能力の向上を目指す教育 ○子どもや若者の社会訓練の場 ○卒業後のサポートや見守り



※¹³ 放課後子ども教室：放課後や週末に子どもの居場所をつくるため、校庭や教室を開放し、地域住民の協力によってスポーツや文化活動ができるようにする取組。

※¹⁴ 子ども食堂：子どもやその保護者及び地域の人々に対し、無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する社会活動。

② 保護者に関すること

1) 養 育	
支援を必要とする保護者・子どもの現状や特徴	課題・必要な取組
○保護者の養育能力が低い ○母親が精神疾患や精神的に問題を抱えている ○保護者のコミュニケーション能力の低さから孤立しやすい	○妊娠期から子どもの幼少期における母子への支援（母親の心理的なサポート等） ○保育所や子育て支援センターを利用していない家庭の状況把握 ○保育所、児童相談所、子育て支援課等と連携し、情報共有により職員間の共通認識を高める ○虐待や緊急時対応のための支援ネットワークの構築及び情報共有 ○継続して子どもたちが支援を受けられる地域の仕組みづくり（支援者訪問、子ども食堂、ボランティアとの交流等）
2) 周囲との関係性・生活全般	
支援を必要とする保護者・子どもの現状や特徴	課題・必要な取組
○子どもや教育への関心が低い ○抱えている問題が重複化している ○相談する相手がいないまたは、わからないために状況が悪化していく傾向がある ○支援の拒否や関わりにくさがある ○行政による支援やサービスを知らない ○子どもが困難を抱えている状況でも保護者自身は困っていると感じていない ○集金や保育料の滞納がある ○お金の使い方がアンバランスである	○保護者への教育、養育能力の涵養、ペアレントトレーニング※15等 ○保護者のカウンセリング等こころの支援 ○支援者側のネットワークによる切れ目ない支援体制づくり ○保護者から経済的な相談があった場合に、担当部署の紹介等、支援につなげることのできる制度の一覧の作成 ○ただ経済的に支援するのではなく、働く意欲の育成
3) 就 労	
支援を必要とする保護者・子どもの現状や特徴	課題・必要な取組
○子どもを保育所に預けることができないため就労できない ○子どもを預けられず、働くこともできない場合、貸付金等の利用ができないと、生活保護を申請せざるを得ない	○就労の場の確保、職業訓練、職業紹介 ○保育所の入所児以外の小さい子どものいる保護者への支援 ○ファミリー・サポート・センター※16による保育所への送迎等にかかる費用の減額等、子育て支援サービスの利用者負担軽減

※15 ペアレントトレーニング：保護者が子どもとより良い関わり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てができるよう支援する保護者向けのプログラム。

※16 ファミリー・サポート・センター：育児の援助を受けたい人（依頼会員）と育児の応援をしたい人（援助会員）が、お互い会員となって一時的に子どもを預かる会員組織。

4) 配慮が必要な保護者	
支援を必要とする保護者・子どもの現状や特徴	課題・必要な取組
【外国籍】 ○多くの外国籍市民が生活困窮の状態にある ○外国籍の母親は文化の違いからか、子どもの養育や保護に対する意識が希薄である ○日本語の理解が不十分で、学校とのコミュニケーションがとれない ○教育の重要性を理解していない ○低学歴及び低学力で子どもに進学より働くことを優先させる	○外国籍の保護者及び子どもへのアンケート調査の実施 ○市独自の日本語習得のための制度の確立（NPOへの日本語指導事業の委託）
【DV被害者】 ○母親に就労歴がない場合、経済的自立が困難で、生活保護を受けないと生活できない ○DVを受ける場面を見てきている家庭の子どもはここに傷を負っている	○空き店舗や空き部屋を居場所づくりに活用する際の運営の体制づくりや資金面でのサポート
【障がいのある子どもの保護者】 ○各種手続、記入書類が多く負担になっている ○親子ともに障がいがある場合には、より深い周囲の気づき、ケアが必要である	○市内と市外の学校（特別支援学校）の連携 ○地域で身近な場所での相談の実施と周知



第4節 本市における課題の整理

調査結果等を踏まえた主な課題について、以下のとおり整理しました。

課題1

生活困難を抱える子どもや家庭の発見・迅速な支援

アンケート調査では、公的支援世帯の4人に1人が子どもにむし歯があっても『すぐに受診させることが難しい』と回答するなど、養育面で余裕がない傾向があります。

ヒアリング調査でも、孤立する保護者の存在が指摘されており、妊娠期から出産、就学前までの継続した親子への支援、保育サービスや子育て支援センターを利用していない親子のためのアウトリーチ型の支援の必要性が指摘されています。

また、ひとり親世帯の児童生徒では、心身の不調を感じている割合が比較的高いことから、健康状態の把握や養育面での支援を行う必要があります。

生活困難や養育面で課題を抱える家庭が孤立することなく、切れ目のない支援につながるように、関係機関が連携して支援を行う体制が必要です。

課題2

豊かな成長につながる多様な学習や体験、居場所づくり

アンケート調査では、公的支援世帯の4人に1人は、子どもの学校での学習状況に『遅れあり』と回答しており、小中学生対象のアンケート調査でも、ひとり親世帯の児童生徒の授業の理解度は低い傾向にあります。また、公的支援世帯では、経済的な理由により塾や習い事に通わせることが厳しい状況にあり、保護者の学歴が子どもの将来の進学先への展望にも関係する傾向があります。

困難を抱える子どもたちが「学び」を通して自信や自己肯定感を高め、意欲と能力のある子どもが経済的な理由により進学を断念することがないように、学習や進学を支援する必要があります。

また、地域でのスポーツや文化的体験、多世代との交流、安心して過ごせる居場所などを通して地域で健やかな成長を支える環境づくりが必要です。

課題3

子育て世帯の安定的な就労と経済的自立

アンケート調査では、世帯年収 300 万円未満との回答は、一般世帯ではわずかに 4%であるのに対し、公的支援世帯・母子世帯では 6 割に達しており、母親の 9 割は就労していますが、正規雇用に比べ非正規雇用での就労がやや多い状況となっています。

保護者の安定的な就労につながる支援や資格取得に対する補助等を行うなど、困難を抱えやすいひとり親家庭に配慮した就労支援が必要です。

また、一般世帯と公的支援世帯ともに家計を圧迫する費用のトップは教育費で、世帯年収に余裕のないひとり親家庭の負担感はより大きくなっています。

さらに、経済的な理由による子どもの進学への断念や中退の『経験・可能性あり』は、公的支援世帯・母子世帯で 6 割を超えており、一般世帯・公的支援世帯ともに、就学・進学への経済的支援に対するニーズが非常に高くなっています。

保護者に対し、それぞれの家庭の生活状況に応じた手当の支給、医療費助成等の支援、就学や進学に向けた経済的支援を確実に行うとともに、実態を踏まえた柔軟な対応をする必要があります。

課題4

生活困難な家庭を包括的に支援する体制づくり

アンケート調査では、公的支援世帯の保護者には健康や住まいに不安を抱える人が多かったり、自由記述の意見の中からも、子育てと親の介護を同時に抱えるダブルケアの問題や養育と就労との両立など多くの不安を抱えている状況があります。

ヒアリング調査では、疾病、障がい、外国籍、配偶者等からの暴力被害などの面で、配慮が必要な保護者や子どもの課題、支援の必要性が指摘されています。

また、生活困窮者の相談支援窓口では、若者のひきこもりなどによる不就労や社会的自立に不安を抱える世帯の支援ニーズが高くなっています。

このような生活困窮等の困難を抱えた世帯は、複合的に問題を抱えていることから、包括的に相談や支援ができる地域づくりを進めていく必要があります。

第 3 章

計画の基本的な考え方

第1節 基本理念と基本目標

ふじみ野市の次代を担う子どもたちは、大切な宝であり希望です。

本市では、「子育て優先のまちづくり」を目指し、子どもの幸せを第一に考え、安心して子育てができる、子育て世代に優しいまちに向けた取組を進めています。

これまでも、困難を抱える子どもや家庭に対する支援を行ってきましたが、今回、困難な状況にあるにもかかわらず、十分な支援につなげていない子どもの存在が明らかになりました。

全ての子どもが未来に夢や希望をもち、それを実現する力を育むことができるよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、支え合うことのできるあたたかいまちを目指し、基本理念と基本目標を次のように定めます。

基本理念

**子どもの生きる力、子どもの未来を育むまち
ふじみ野**

基本目標

子ども・青少年、子育て世代が抱える

さまざまな困難を受け止め、貧困の連鎖の解消や予防に向けて

包括的に支援、支え合う地域社会をめざします。

第2節 計画の柱

本市の現状と課題を踏まえ、本計画を推進するための柱を次の4つに定め、施策を展開していきます。

【柱1】 子どもの育ちを支える

見えにくい貧困の問題を早期に発見、必要な支援に切れ目なくつなげることで、子どもの健やかな育ちを支援します。家庭環境や経済状況により、子どもの教育・進学や多様な経験の機会が奪われることのないよう、子どもの学習・進学に向けた支援やスポーツや文化・芸術に親しむ機会の充実を図ります。

また、放課後に子どもが安心して安全に過ごせる居場所づくりについても推進します。

【柱2】 生活基盤を支える

子どものいる世帯の教育費の負担が大きなものとなっていることから、経済的困難を抱える家庭に必要な支援が届くよう、教育・保育や進学にかかる費用の軽減のほか、各種手当や医療費助成等の適切な支給を推進します。

また、アンケート調査でもニーズの高い住宅に関する支援等の充実を図ります。

【柱3】 就労・社会的自立を支える

生活困窮世帯では、不安定な就労や健康状態の悪化等、複合的に問題を抱えるケースが多いことから、安定的な収入を得るための就労支援の充実が重要です。

また、子どもが進学や就職をしてからも、中退やひきこもり、就労の継続の難しさなど、様々な困難に直面する場面があることから、地域の力も活用しながら義務教育終了後の年齢の若者等に対する支援を推進します。

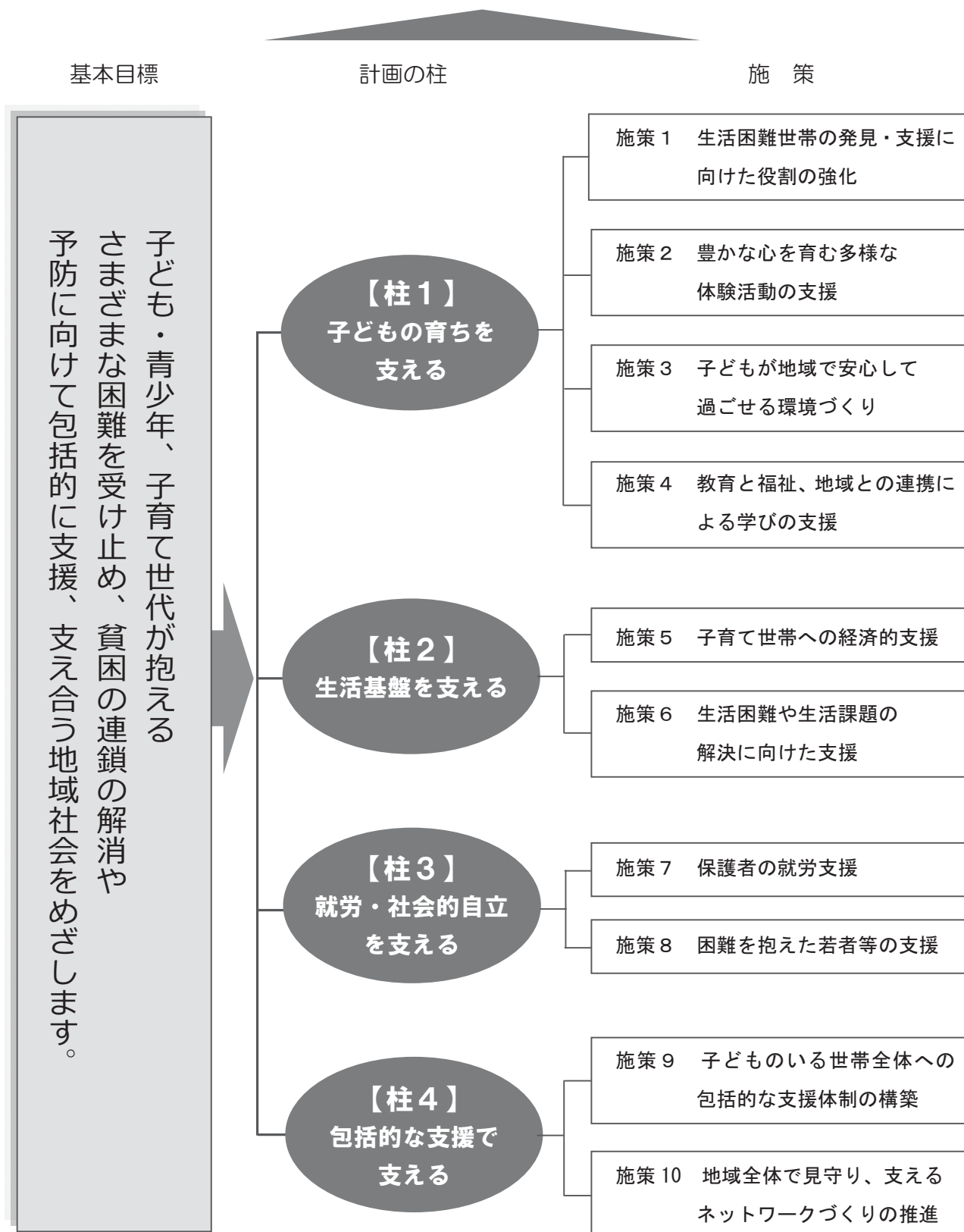
【柱4】 包括的な支援で支える

貧困の問題には、多様で複雑な問題が絡み合うことや、子どもの成長により課題も変化していくことから、長いスパンでの継続的で多様な主体による支援が不可欠です。子どもの成長や状況の変化により、支援のすき間が生じたり、制度からこぼれ落ちることのないよう、全庁的な支援体制づくりのほか、地域の各種支援団体を含め、地域全体で子どもを見守る包括的な支援体制を構築します。

第3節 体系図

基本理念

子どもの生きる力、子どもの未来を育むまち ふじみ野



第4節 計画の指標

本計画の進捗状況を把握するため、柱ごとに次の4つ指標を設定し、その数値の改善に向けて取組を推進します。

施策の柱	No.	指標	本市の現状値	目標値 (2020 年)	目標値 設定の理由
子どもの育ちを支える 【柱1】	1	子どもの学習支援教室参加生徒数 * ¹	44人 平成28年度 (2016年)	80人	教室受入生徒の拡充を図る
生活基盤を支える 【柱2】	2	経済的な理由による未払い等の経験の該当がない保護者の割合 * ²	公的支援世帯 * ³ 62.4% 平成29年度 (2017年) (参考) 一般世帯 93.9%	公的支援世帯 80%	一般世帯の現状値へ段階的に近づくことを目標とする
就労・社会的自立を支える 【柱3】	3	子どものいる生活保護受給者、子どものいる生活困窮者、児童扶養手当受給者の就職率 * ⁴	63.6% 平成28年度 (2016年)	80%	就労支援の充実を図る
包括的な支援で支える 【柱4】	4	相談相手がいる保護者の割合 * ⁵	公的支援世帯 77.4% 平成29年度 (2017年) (参考) 一般世帯 84.1%	公的支援世帯 85%	一般世帯の現状値を目標とする

*¹ 生活困窮世帯等の中高生を対象とした子どもの学習支援教室(施策No.21)。

*² 子どものいる世帯の生活状況等に関する保護者アンケート調査結果による。

*³ 生活保護・児童扶養手当受給世帯。

*⁴ 生活保護受給者等就労自立促進事業※¹⁷の利用者に限る(施策No.52・53)。

*⁵ 子どものいる世帯の生活状況等に関する保護者アンケート調査結果による。

※¹⁷ 生活保護受給者等就労自立促進事業：市の就労支援員等とハローワークの就職支援ナビゲーターがチームを組んで、生活保護や児童扶養手当受給者、生活困窮者の就職を支援する事業。

第 4 章

施策の展開

【柱１】 子どもの育ちを支える

施策１ 生活困難世帯の発見・支援に向けた役割の強化

子育てをする全ての家庭が孤立することなく子どもを養育できるよう、妊娠の届出時や健診等あらゆる機会を活用して、生活困難な家庭の子どもを発見し、迅速な支援につながるよう関係機関の連携を強化します。

《具体的な取組》

No.	取組	内容	担当課
1	妊婦健康診査等による困窮のリスクの発見	妊婦及び胎児の健康の保持増進を図るため、妊婦健康診査や妊婦歯科健康診査を実施し、生活に困難な課題を抱え、支援を要する妊婦の発見及び支援につなげます。	保健センター
2	こんにちは赤ちゃん訪問による困窮のリスクの発見	生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、母子の健康状態の確認及び子育て支援に関する情報提供を行うなど、乳児と保護者の家庭の状況を把握し支援します。また、産後うつチェックシート（EPDS）を全産婦に対して実施し、早期の支援につなげます。	保健センター
3	乳幼児健康診査による困窮のリスクの発見	４か月、１０か月、１歳６か月、３歳の乳幼児健診等において、乳幼児の疾病や発達の遅れ、栄養状態の不良等を早期に発見し、適切な保健指導を行うとともに、児童発育・発達支援センター等の支援機関と連携して迅速な支援につなげます。	保健センター
4	育児相談による困窮のリスクの発見	乳幼児健診のフォローや育児に関する身近な相談の場として、医師や臨床心理士、理学療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、管理栄養士、保健師、助産師等による相談を行い、生活困難な家庭の子どもリスクの発見及び支援につなげます。	保健センター
5	子育て世代包括支援センター※ ¹⁸ の機能、役割の強化	子育て世代包括支援センターとして、子育て支援センターと保健センターの連携を強化し、健康管理システムの導入による状況把握と個別のニーズに対応することで、養育や生活面での困難を抱える家庭を発見し、迅速に支援につなぐなど、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援をします。	子育て支援課 保健センター

※¹⁸ 子育て世代包括支援センター：妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点。

No.	取組	内容	担当課
6	子育て支援拠点の役割の強化	子育て支援拠点の中心である子育て支援センター、子育てふれあい広場の利用を通して、生活困難な家庭の子どもの発見及び支援につなげます。	子育て支援課
7	養育支援訪問の役割の強化	養育に課題があり、支援が必要な家庭に養育支援員が訪問し、育児や家事の援助を行うとともに、必要な支援につなげます。	子育て支援課
8	家庭児童相談員による相談	家庭養育等の問題を抱えている保護者に対し、適切な養育ができるよう専門的な助言及び指導を必要に応じ、関係課と連携して行います。	子育て支援課
9	保育所（園）による困窮のリスクの発見	保育所（園）の整備等により保育受入れ体制を拡充し、生活困難な家庭の子どもの発見及び支援につなげます。	保育課
10	病児・病後児保育の支援	保護者の就労や疾病、事故、出産等で病気または病気にかかった後の回復期にある子どもを家庭で保育することが困難な場合に病児保育対応型の保育園（室）で支援します。	保育課

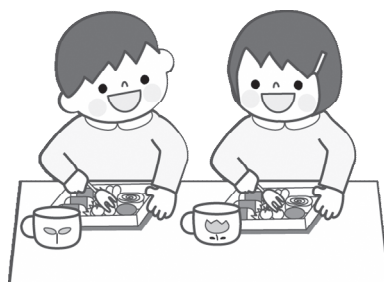


施策２ 豊かな心を育む多様な体験活動の支援

生活困難な家庭の子どもを含む、全ての子どもに対して、スポーツ大会やイベントへの参加、文化・芸術に親しむ体験活動や異世代交流の場の提供し、子どもの健やかな育成の推進を図ります。

《具体的な取組》

No.	取組	内容	担当課
1 1	多様な体験や交流等ができる機会の充実	公民館等の社会教育の取組として、生活困難な家庭の子どもに多様な体験の場や地域での交流等を提供し、異年齢や身近な大人との関わりを通して健やかな人間関係の構築につながるよう支援します。	社会教育課
1 2	スポーツを通じた子どもの健全な育成	子どもが取り組むスポーツ事業の一環として、元プロスポーツ選手や協定する大学等との連携による指導教室等を行い、生活困難な家庭の子どもにスポーツに親しむ機会を提供し、乳幼児期から体を動かすことの重要性や体力の向上に加え、心身の健全な育成を図ります。	文化・スポーツ振興課
1 3	文化・芸術を通じた情緒豊かな子どもの育成	学校や市内の多様な文化・芸術団体、芸術家等との連携及び協働により、生活困難な家庭の子どもに文化・芸術に親しむ機会や交流の促進を図るとともに、子どもの頃から文化・芸術に触れ、体験する機会を提供することで、子どもの豊かな情操や成長を育んでいきます。	文化・スポーツ振興課
1 4	保育所（園）による食育の推進	調理保育や畑づくり、当番活動を通して生活困難な家庭の子ども「食」への関心を高めるとともに、規則正しい食事や食事マナーを学ぶ機会を提供し、「食」の自立へつながるように取り組みます。	保育課



施策3 子どもが地域で安心して過ごせる環境づくり

就労等により保護者が不在の家庭の子どもが放課後等に安心して過ごせるよう、遊びや多世代との交流の場などを確保し、生活困難な家庭の子どもが孤立しないよう地域の力も活用した多様な子どもの居場所づくりの推進を図ります。

《具体的な取組》

No.	取組	内容	担当課
15	放課後児童クラブの活用による子どもの居場所づくり	ひとり親家庭等で保護者が就労等により、昼間家庭にいない子どものために、放課後児童クラブで遊びや学習の機会を確保し、保護者と子どもが安心して過ごせる環境の提供に努めます。	子育て支援課
16	児童センターの活用による子どもの居場所づくり	児童センターの利用を通して、生活困難な家庭の子どもに多様な体験や多世代との交流の場を確保し、健康増進の機会や安心できる環境の提供に努めます。	子育て支援課
17	放課後子ども教室による子どもの居場所づくり	小学校施設を活用しながら、放課後に子どもたちの安全・安心な居場所を確保し、地域のボランティアの協力を得ながら様々な体験活動を行い、地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを提供します。	社会教育課
18	地域における子ども・若者の支援拠点づくり	家庭で孤立しがちな子どもや若者を地域で見守り、育んでいく環境を充実するため、相談や学習の場、食事の提供を通した多世代交流型の拠点づくりや地域住民による支援のネットワーク推進の取組を図ります。	福祉総合支援チーム



施策4 教育と福祉、地域との連携による学びの支援

生活困難な家庭の子どもを早期に発見し、迅速に必要な支援・制度につなげるため、福祉関連部署と教育委員会、学校、地域等との連携を強化するとともに、困難を抱えた子どもの学習や進学等を支援し、貧困の連鎖を断ち切る体制の充実を図ります。

《具体的な取組》

No.	取組	内容	担当課
19	地域力を生かした学習支援の充実	地域協働学校（コミュニティ・スクール） ^{※19} の取組の一環として、長期休業中等における学習支援を地域の教育力を生かして実施することで、児童生徒の学力向上を図ります。	学校教育課
20	教育現場での連携による支援	様々な悩みを抱える児童生徒に対し、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの専門職やさわやか相談員 ^{※20} 、各種支援員等との連携によるきめ細かい対応により児童生徒の成長を支援します。	学校教育課
21	子どもの学習支援教室の拡充	生活保護世帯や生活困窮世帯、ひとり親家庭等の子どもに対して子どもの学習支援教室を拡充し、進学に向けた学習意欲や学力の向上を図ります。対象生徒の拡大や少人数指導の強化、さらに将来のキャリア教育を見据えたフォローアップ体制の充実を図ります。	福祉総合支援チーム
22	生活困難等を抱える生徒の支援	学習教室等の事業を通して、経済的な困窮、養育の課題を抱える家庭の生徒に対して、学校と連携して生活環境の改善等の支援に取り組み、学ぶ環境づくりを支援します。	福祉総合支援チーム
23	学校給食による食育の推進	地元の農産物を使用した手作りで栄養バランスのとれた給食を提供し、課題を抱える子どもの健康増進を図るとともに、楽しく、あたたかい雰囲気の中で食事マナーや食文化を学べるように取り組みます。	学校給食課

※19 地域協働学校（コミュニティ・スクール）：学校、保護者、地域に住む人々が力を合せて学校の運営に取り組む「地域とともにある学校」として、地域と一体となって学校づくりを進めるふじみ野市版コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度を導入した学校）。

※20 さわやか相談員：いじめや不登校などの問題解消を図るために、中学校に設置されたさわやか相談室で、スクールカウンセラーなどと連携しながら生徒や保護者の相談に応じたり、小学校への巡回相談にも対応したりする相談員。

【柱2】 生活基盤を支える

施策5 子育て世帯への経済的支援

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、それぞれの家庭の生活状況に応じた手当の支給、医療費助成等の支援、就学や進学に向けた経済的支援を確実に行うとともに、実態やニーズを踏まえた効果的な運用に努めます。

《具体的な取組》

No.	取組	内容	担当課
24	児童手当の支給	中学校修了前の児童を養育している保護者に対し、養育に関する経済的支援として児童手当を支給します。	子育て支援課
25	児童扶養手当の支給	離婚や死別等により18歳の年度末（法令により定められた程度の障がいのある場合20歳未満）までの児童を養育するひとり親家庭等を経済的に支援するため児童扶養手当を支給します。	子育て支援課
26	こども医療費の支給	中学校修了前の児童を養育している保護者で、国民健康保険または社会保険等の加入者に対し、入院及び通院にかかる医療費の自己負担分を助成します。	子育て支援課
27	ひとり親家庭等医療費の支給	離婚や死別等により18歳の年度末（法令により定められた程度の障がいのある場合20歳未満）までの児童を養育するひとり親家庭等で、国民健康保険または社会保険等の加入者に対し、入院及び通院にかかる医療費の自己負担分の全部または一部を助成します。	子育て支援課
28	ひとり親家庭等児童・高校生等入学準備金の支給	高校に入学を予定している生徒を養育している市民税非課税世帯（生活保護を受けている世帯を除く）のひとり親家庭の保護者に対し、子どもの高等学校等入学準備に必要な費用の一部を助成します。	子育て支援課
29	放課後児童クラブの保育料の負担軽減	放課後児童クラブを利用する家庭に対し、世帯構成や市民税額に応じて保育料を減免し、負担の軽減に努めます。	子育て支援課
30	私立幼稚園就園奨励費の支給	私立幼稚園に通園している園児（満3歳児入園の園児と3～5歳）の保護者に対し、所得に応じて就園奨励費を支給します。	保育課
31	保育所（園）・認定こども園等の保育料の負担軽減	保育所（園）及び認定こども園等に通所（園）する家庭に対し、市民税額に応じて保育料を減免し、負担の軽減に努めます。	保育課

No.	取組	内容	担当課
32	多子世帯の保育料の負担軽減	3人以上の子どもを養育している家庭の第3子以降、3歳未満の子どもの保育料を無料とし、負担の軽減に努めます。	保育課
33	生活保護による支援	要保護者からの申告や申請に基づき、世帯の資産や収入、扶養義務者の扶養能力等を調査し、その状況に応じた保護費の支給決定を行います。また、受給者の状況に応じて就労等の自立に向けた支援をします。	福祉課
34	民間フードバンク等との連携	食料品、衣料品、学用品等の物質的な困難を抱えている家庭を緊急に支援できるように、民間のフードバンク等との連携を図ります。	福祉総合支援チーム
35	応急的資金の貸付	生活を維持するための応急的資金を必要とする生活困窮世帯に対し、福祉資金貸付制度の活用や生活困窮者自立支援制度による支援を行い、経済的及び社会的自立を支援します。	福祉総合支援チーム
36	特別児童扶養手当の支給	20歳未満で、法令により定められた程度の障がいの状態にある児童を監護している父母または父母にかわって児童を養育する人に特別児童扶養手当を支給します。	障がい福祉課
37	障害児福祉手当の支給	身体または精神に重度の障がいのある20歳未満の人で、日常生活において常時介護を必要とする人に障害児福祉手当を支給します。	障がい福祉課
38	重度心身障害者医療費の支給	重度の障がいのある人に対し、入院及び通院にかかる各種医療保険制度による医療費の自己負担分を助成します。	障がい福祉課
39	就学援助の拡充	経済的理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費、給食費等、教育に必要な援助の拡充に取り組みます。	学校教育課
40	学校教育に関する保護者負担軽減	経済的な理由により高等学校、大学または専修学校にかかる学費等の支出が困難な人に対し、負担の軽減に努めます。	教育総務課
41	多子世帯への国民健康保険税均等割額の減免	満18歳未満の国民健康保険被保険者が3人以上いる世帯の納税義務者に対して、3人目以降の国民健康保険税均等割額を減免し、負担の軽減に努めます。	保険・年金課

施策6 生活困難や生活課題の解決に向けた支援

生活困窮や困難な課題を抱える家庭では、多様な支援が必要になることから、包括的に相談や支援が受けられる体制の充実を図ります。

《具体的な取組》

No.	取組	内容	担当課
42	生活困窮等に関する円滑な相談支援体制の構築	生活困窮や生活困難な家庭に対し、個々の支援計画に基づき、寄り添い型による包括的な支援を関係機関等と連携して実施し、生活課題の解決を支援します。	福祉総合支援チーム
43	身近な福祉総合相談窓口の整備	身近な住民の生活圏域で、子どものいる世帯の様々な相談にワンストップで対応し、多様な支援機関と連携して支援する福祉総合相談窓口の整備を目指します。	福祉総合支援チーム
44	生活困窮世帯の住居確保の支援	離職後2年以内で住まい（賃借）を喪失するか、喪失するおそれのある子どものいる世帯に対して、生活困窮者住居確保給付金を活用し、家賃を助成することで、生活の安定を図ります。	福祉総合支援チーム
45	低所得世帯への市営住宅の提供	都市再生機構で管理する霞ヶ丘団地及び上野台団地の一部を低所得で住宅に困っている人のために確保し、居住の安定を図ります。	建築課
46	多重債務に関する債務相談・債務整理の支援	消費者金融等からの借入れやクレジットの利用により、返済能力を超えた多重債務による生活困窮を防ぐため、債務相談及び法律相談員等による債務整理により生活再建を支援します。	市民総合相談室
47	離婚や養育費等の家庭問題に関する専門相談の充実	結婚、離婚、子どもの養育や養育費等、家庭に関する多様な法律問題や家庭内の悩みに対して、弁護士や元家庭裁判所調査官による専門的相談を実施し、課題の解決を支援します。	市民総合相談室
48	女性のためのDV・総合相談の充実	DV被害を受けた女性とその子どもに対し、生活支援や精神的なケアを継続的に行うとともに、世帯が自立に向けて活用できる社会資源や各種制度をまとめた生活支援ガイドの発行に取り組みます。	市民総合相談室
49	外国籍市民の生活相談の実施や生活ガイドブックの発行	外国籍市民の日常生活の困り事や悩みについての多言語による生活相談や生活ガイドブックの発行、ホームページの運営により、地域での生活を支援します。	協働推進課

【柱３】 就労・社会的自立を支える

施策７ 保護者の就労支援

子育てと仕事の両立など、困難を抱えやすい家庭の様々な課題に対応し、生活支援と就労支援をワンストップで提供できる体制の充実を図ります。

《具体的な取組》

No.	取組	内容	担当課
50	ハローワークとの連携強化	ふるさとハローワーク ^{※21} との連携を強化することで、生活困窮や生活困難な家庭の発見及び支援につなげます。	福祉総合支援チーム
51	ジョブスポットふじみ野 ^{※22} との連携強化	生活保護受給者、生活困窮者及び児童扶養手当受給者を対象としたジョブスポットふじみ野と連携し、利便性、効率性の高い支援を一体的に進める体制を強化します。	福祉総合支援チーム 福祉課 子育て支援課
52	被保護者・生活困窮者の就労支援の充実	生活保護受給者、生活困窮者の就労を支援するため、状況に応じ、履歴書の作成や面接に関するセミナー、パソコンのスキル習得等の支援策の充実を図るとともに、ジョブスポットふじみ野の就職支援ナビゲーター ^{※23} と連携した支援をします。	福祉総合支援チーム 福祉課
53	ひとり親家庭の就労支援の充実	児童扶養手当を受給するひとり親家庭に対し、ジョブスポットふじみ野の就職支援ナビゲーターと連携し、就労を支援します。	子育て支援課
54	ひとり親家庭等資金支援	ひとり親家庭の就労を支援するため、教育講座の受講経費を支給する自立支援教育訓練給付や資格取得のための高等職業訓練促進給付金及び修了支援給付金、高卒認定試験合格のための費用を支給する高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金を支給します。	子育て支援課
55	女性の再就職支援の充実	再就職を希望する女性を対象としたセミナー等を開催し、ブランクがあることで生じる不安の除去やICTスキル ^{※24} の向上等により再就職を支援します。	産業振興課 市民総合相談室

※21 ふるさとハローワーク：ハローワークが設置されていない市町村で職業相談・職業紹介等を行っている。本市においては、市役所本庁舎 2 階に設置されている。

※22 ジョブスポットふじみ野：ハローワークと連携して福祉サービスと職業紹介を一体的に提供する就労支援を行っている。本市においては、市役所本庁舎 2 階に設置されている。

※23 就職支援ナビゲーター：早期就職の緊要度が高い求職者に対し、きめ細かな就職支援を実施する早期再就職専任支援員。

※24 ICTスキル：情報・通信に関する知識、技術。

施策8 困難を抱えた若者等の支援

ひきこもり^{※25}状態などの困難な状況が長期化しないように、相談窓口の周知をはじめ、専門機関や支援団体等との連携、さらに地域支援のネットワークを図り、社会復帰に向けた支援の充実を図ります。

《具体的な取組》

No.	取組	内容	担当課
56	高校中退防止、高校等への(再)入学の支援	学習教室に通う高校生の中退防止を図り、高校を中退し、再入学を希望する子どもを教室に受入れ、学力や意欲の向上を図り、再教育の機会の提供に取り組みます。	福祉総合支援チーム
57	社会的自立・就労準備の支援体制の充実	ひきこもり状態や長期間不就労の若者等を対象に、福祉専門職、就労支援員等により、社会参加への意欲喚起や精神的ケアを含めた就労準備支援事業に取り組み、生活基礎能力、対人関係、社会適応能力の形成等社会的自立を支援します。	福祉総合支援チーム
58	ひきこもりに関する相談支援	不登校やひきこもりに悩む家族を支援するため、臨床心理士、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門職や自立相談支援員、関係機関等が連携し、セミナーやグループワーク（家族の集い等）、自立に向けた多様な支援策の充実に取り組みます。	福祉総合支援チーム
59	若者の自立した消費者としての育成	若者が消費者被害に巻き込まれ、生活困難な状況に陥らないように、若者に多い消費者トラブル（SNS ^{※26} 、キャンパスマルチ ^{※27} 、通信販売等）に関する講座を学校と連携して開講するなど、消費者教育に取り組みます。	市民総合相談室
60	DV・ストーカ― ^{※28} など多様化する若年層への相談と予防啓発	DVは大人だけでなく高校生や大学生など交際する者同士の間でも起きていることから、早期に相談につながるよう相談機関の周知を図るとともに、被害が深刻にならないよう予防啓発を強化していきます。	市民総合相談室

※25 ひきこもり：自宅にひきこもって、社会的参加をしない状態が6か月以上持続しており、精神障がいとその第一の原因と考えにくいもの。

※26 SNS：Web上で社会的ネットワークを構築可能にするサービス。共通の趣味を持つ人たちとの交流を目的としたサービス(facebookやTwiteerなど)の総称。

※27 キャンパスマルチ：大学等の構内で学生をターゲットにして行われるマルチ商法等。学生同士で加害者、被害者になるケースがあり、近年被害が増加している。

※28 ストーカー：恋愛感情や好意の感情、またはそれが満たされなかったことへの恨みの感情を充足する目的で、つきまとい等の行為を繰り返すこと。

【柱４】 包括的な支援で支える

施策９ 子どものいる世帯全体への包括的な支援体制の構築

子ども・若者やその家庭の支援に関わる行政・関係機関・支援団体のネットワークを構築し、困難を抱える子どもや保護者が地域で孤立することがなく、また支援のすき間が生じることのないように、協力及び連携体制の充実を図ります。

《具体的な取組》

No.	取組	内容	担当課
61	多機関の協働による包括的支援体制の構築	複合的な課題を抱え、社会的に孤立しやすい生活困窮者の支援や複雑化、多様化する地域の福祉ニーズに対応するため、生活困窮者自立相談窓口を中心とした多機関の協働による包括的支援体制の構築を図り、地域の支援コーディネーター力を高めます。推進にあたり、地域で活動実績のある社会福祉法人等と一体となって地域住民との支援ネットワークづくりを進め、生活困難な家庭の子どもへの支援にすき間をつくらぬよう努めます。	福祉総合支援チーム
62	複合的課題を抱えた世帯への専門的な支援・連携	貧困、病気、介護、子育て、障がい等、複合的な課題を抱えた人の相談に応じ、福祉及び心理の専門職を加えた専門チーム体制の充実を図ります。	福祉総合支援チーム
63	子どもの貧困対策庁内推進会議による施策の推進	子どもの貧困対策推進計画の策定、計画の進行管理等を行い、子どもの貧困対策の総合的な調整及び推進を図ります。	福祉総合支援チーム
64	子ども・子育て連携会議との連携	心身の発育・発達に遅れがあり、障がいの心配がある子ども及びその家庭に対して、乳幼児期、学齢期における切れ目のない支援を目指す子ども・子育て連携会議との連携を強化し、生活困難な家庭の子どもへの発見及び支援につなげます。	子育て支援課

No.	取組	内容	担当課
65	自殺予防対策 庁内連絡会議 との連携	自殺予防対策庁内連絡会議との連携を図り、経済的な困難や社会的孤立等の問題を抱える家庭の発見及び支援につなげます。	保健センター
66	配偶者暴力相談支援センターとの連携によるDV被害者世帯の支援	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づき、DV被害者を庁内外の関係機関が連携、協力して支援することで、DV被害の子どもや配偶者の安全の確保や生活の安定を図り、自立を支援します。	市民総合相談室

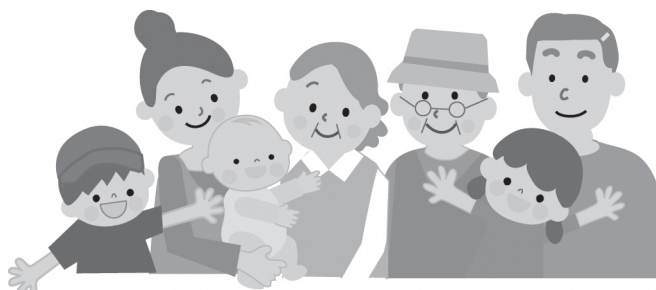


施策１０ 地域全体で見守り、支えるネットワークづくりの推進

庁内だけでなく、支援者も含めて子どもの貧困問題を共有するとともに、要保護児童対策地域協議会※²⁹や地域の各種支援団体等、地域全体で気になる子どもや家庭を見守るネットワークづくりを進め、多様な支援を提供できる体制づくりを進めます。

《具体的な取組》

No.	取組	内容	担当課
67	子どもの貧困にかかる関係機関のネットワークの強化	子どもの貧困問題に関する研修や講演会等の取組を通して、関係機関と支援に関する共通認識を深め、知識、技術の向上、ネットワークの強化等を図り、生活困難な家庭の子どもの発見及び支援につなげます。	福祉総合支援チーム
68	民生委員・児童委員との連携強化	生活困難な家庭の子どもが支援窓口につながるよう地域で活動する民生委員・児童委員との連携を図ります。	福祉課
69	要保護児童対策における関係機関の連携	生活困難な家庭の子どもが地域で孤立せず、支援窓口につながるよう要保護児童対策地域協議会（要対協）を中心に関係機関の連携を図ります。	子育て支援課



※²⁹ 要保護児童対策地域協議会：要保護児童等の早期発見をし、適切な支援を提供すること及び児童虐待の予防を目的とした協議会。

第 5 章

計画の推進

第1節 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、関係部署が子どもの貧困対策を意識した施策・事業の実施を図れるよう、全庁的に意識の共有を図ります。

また、子どもの貧困対策の推進に向けた方向性や具体的な取組を示す本計画の概要版の作成、広報や市ホームページなどにより広く公表し、子どもの貧困対策への機運を高めます。

子どもの貧困や貧困の連鎖を防ぐためには、行政だけではなく、様々な支援主体との連携や協力体制の構築が重要となります。

そのため、関連する行政機関、学校、地域、主任児童委員、民生委員・児童委員、NPO、ボランティア、自治会、事業所、その他の関係機関・団体等と協力関係を構築します。

第2節 計画の進捗管理

本計画の施策や事業等について「ふじみ野市子どもの貧困対策庁内推進会議」において、定期的実施状況を確認し、計画の進捗管理をするとともに、子ども・子育て支援施策や教育・保育施設の利用定員の設定等について審議するための「ふじみ野市子ども・子育て会議」においても、計画の検証、評価を行います。その結果、法律、大綱の見直し状況や国等の動向も踏まえて、見直しを検討します。なお、本計画の進捗管理にあたっては、次の視点を重視するものとします。

【計画の進捗管理にあたっての視点】

- ① 事態が悪化、深刻化する前にしっかり支えられているか
- ② 早期に生活困難な状況から脱却できる支援体制が整っているか
- ③ 貧困になる前の予防策がしっかりしているか
- ④ 支援につながっていない子どもや家庭がないか
- ⑤ 子どもの成長段階で支援のすき間が生じないように円滑に連携ができているか
- ⑥ 最新の国の大綱、実態調査を踏まえて推進できているか

資料編

1 計画策定の経過

本計画の策定にあたっては、全庁的な取組の強化を図るため、庁内担当部課長から構成される「ふじみ野市子どもの貧困対策庁内推進会議」を設置しました。

この会議では、子どもの貧困対策という視点から、調査等の分析や現在各課で実施している事業を捉え直し、子どもの発達・成長段階に応じて切れ目のない支援を推進するために必要な施策の検討を行いました。

また、本計画は、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備するうえで、重要な計画であることから、「ふじみ野市子ども・子育て会議」においても、本計画の説明、内容等についての協議を行いました。

年 月 日	内 容
平成 29 年 5 月 22 日（月）	第 1 回ふじみ野市子どもの貧困対策庁内推進会議 ・ 策定スケジュールについて ・ 「子どもの貧困対策推進計画」の策定に向けた検討事項
7 月 11 日（火）	第 2 回ふじみ野市子どもの貧困対策庁内推進会議 ・ 計画名称の決定 ・ アンケート及びヒアリング調査票の決定 ・ 計画策定に必要な基礎データ及び資料について ・ 計画策定に向けた既存事業と新規事業（予定）
10 月 3 日（火）	第 3 回ふじみ野市子どもの貧困対策庁内推進会議 ・ アンケート・ヒアリング調査結果、分析及び課題について ・ 施策一覧及び施策の体系化について 研修「子どもの貧困の実態を知る ～貧困が与える子どもへの影響とその対策～」 （講師）社会福祉士 大山典宏氏 （参加）関係部署・機関職員等 31 名
10 月 23 日（月）	第 1 回ふじみ野市子ども・子育て会議 ・ 子どもの貧困対策推進計画について（策定主旨・調査報告等）
11 月 8 日（水）	第 4 回ふじみ野市子どもの貧困対策庁内推進会議 ・ 指標の検討 ・ 骨子案について ・ パブリック・コメント ^{※30} 案について
平成 29 年 12 月 5 日 ～平成 30 年 1 月 4 日	パブリック・コメント 市内公共施設 10 か所で実施
1 月 31 日（水）	第 2 回ふじみ野市子ども・子育て会議 ・ 子どもの貧困対策推進計画の特徴及び主な施策について
2 月 9 日（金）	計画の決定

※30 パブリック・コメント：公的な機関が規則あるいは命令等を制定しようとするときに、広く公に意見・情報・改善案等を求める手続。

2 ふじみ野市子どもの貧困対策庁内推進会議設置要綱

平成29年3月29日

訓令第15号

(設置)

第1条 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第4条に基づき、地域の状況に応じた施策の策定及び推進を図るため、ふじみ野市子どもの貧困対策庁内推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 子どもの貧困対策の総合的な調整に関すること。
- (2) 子どもの貧困対策推進計画の案の作成、見直し、進行管理及び事後評価に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、別表に掲げる者をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 推進会議に、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は福祉部長をもって充て、副会長は委員のうちから会長が指名するものをもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 推進会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又はその説明を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 推進会議は、特定の事項を調査及び審議するために必要があるときは、作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は、別表に掲げる職にある者が指名する者をもって組織する。
- 3 作業部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は部会員うちから推進会議の会長が指名する者をもって充て、副部会長は部会員の互選により定める者をもって充てる。
- 4 部会長は、作業部会の会務を総理し、作業部会を代表する。

5 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

6 部長は、必要があると認めるときは、部会に部会員以外の者の出席を求め、意見又はその説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進会議及び作業部会の庶務は、福祉総合支援チームにおいて処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

福祉部長
経営戦略室長
収税課長
市民総合相談室長
文化・スポーツ振興課長
福祉課長
福祉総合支援チームリーダー
障がい福祉課長
子育て支援課長
保育課長
保健センター所長
建築課長
教育委員会教育総務課長
教育委員会学校教育課長
教育委員会社会教育課長

ふじみ野市子どもの未来応援プラン

平成30年3月



発 行：ふじみ野市

編 集：ふじみ野市 福祉部 福祉総合支援チーム

〒356-8501

埼玉県ふじみ野市福岡一丁目1番1号

電 話：049（262）8130

FAX：049（261）3840



ふじみ野市